

實業科
商業教科書 簡易

東京商大教學授
商學博士
石川文吾著

下卷



金港堂書籍株式會社

特231

895

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

始



特231
895

實業科
簡易商業教科書

東京商業大學教授

商學博士

石川文吾著



東京
金港堂書籍株式會社

金港堂書籍株式會社

實業科
商業教科書 下卷

目次

第一課	銀行業……………	一
第二課	銀行業の取引—其一 預金……………	四
第三課	銀行業の取引—其二 貸出……………	九
第四課	銀行業の取引—其三 割引……………	三
第五課	銀行業の取引—其四 爲替……………	四
第六課	銀行業の取引—其五 外國爲替……………	七
第七課	銀行業の取引—其六 附屬業務……………	三
第八課	手形交換……………	五
第九課	特種銀行……………	七

目次

第十課	質屋業無盡業……………	三
第十一課	信託業……………	三
第十二課	鐵道業……………	六
第十三課	鐵道業の取引—其一 旅客及び荷物運送	四〇
第十四課	鐵道業の取引—其二 貨物運送……………	四
第十五課	海運業……………	五一
第十六課	海運業の取引—其一 貨物運送……………	五五
第十七課	海運業の取引—其二 旅客運送……………	六
第十八課	保險業……………	六五
第十九課	生命保險……………	七
第二十課	火災保險……………	七五
第二十一課	海上保險……………	七九
第二十二課	運送保險及びその他の諸保險……………	八三

第二十三課	取引所……………	八五
第二十四課	取引所に於ける取引……………	八六
第二十五課	倉庫業……………	九四
第二十六課	倉庫業の取引—其一 貨物保管……………	九六
第二十七課	倉庫業の取引—其二 附屬業務……………	一〇一
第二十八課	保稅倉庫……………	一〇二
第二十九課	保稅工場及び上屋……………	一〇五
第三十課	個人商人……………	一〇七
第三十一課	組合……………	一〇八
第三十二課	産業組合……………	一〇
第三十三課	會社……………	一一三
第三十四課	株券・債券……………	一二二
第三十五課	資本と利息……………	一二五

目次

第三十六課	商業使用人……………	一三七
第三十七課	税關……………	一三九
第三十八課	商工會議所・同業組合……………	一四五
第三十九課	興信所……………	一四一
第四十課	計理士……………	一四二
第四十一課	商品検査所……………	一四二
第四十二課	商品陳列所・博覽會……………	一四二

目次終

實業科
簡易
商業教科書 下卷

第一課 銀行業

銀行業とはこ
んなもの

〔一〕 世上幾多の事業は確實に有利であり、且つ社會を益するにも拘らず、資金が乏しいため實行できぬことがあり、又他方には巨萬の資金を有しながら、種々なる理由のために自らこれを利用したい人がある。又多數の人々は相當の貯蓄を持つてゐるが、一人一人について言へばその額は餘り僅かである。事業を興すには足りない。この様な場合に、一方から資金を集めてこれを資金不足の人に融通することは、その當事者双方の利益であるばかりでなく、一國の經濟上にも利益である。銀行とはこれらの人々の間に立

銀行にはこんな
な利益がある

つて資金を廣き範囲に集めて、これを手廣く有益な事業に貸付け、預金利子と貸出利子との差額を利せんとする營業である。

[二] 銀行は右の如く資金を集めてこれを貸出すのであるから、公衆のためには資金の保管者であると同時に、利殖者として大きな役立ちをなし、貸出に方つては事業家の金融を計り、延ひては産業を助ける等の利益がある。商人は多く銀行と取引してゐるので、その支拂は銀行を通じて預金振替又は手形交換等の方法によつて行はれるから、巨萬の大取引も實際には驚くほど僅の現金で決済されるので、斯くして銀行は通貨を節約せしめるの效があり、又現金支拂に伴ふ通貨の計算鑑定の不便を除き、盜難等の危険も少くなる。銀行の效益も亦誠に偉大であるといはねばならぬ。

銀行にはこんな
な種類がある

[三] 銀行には普通銀行と特種銀行との二つの種類がある。普通銀行は商業銀行とも呼ばれ、その數は最も多く資金を一般の人々

銀行はこんな
監督を受けて
ゐる

から求めて賣買業者・仲介商人等を相手として、貸付・割引を行ふものである。三菱銀行・住友銀行第一銀行等は皆普通銀行である。特種銀行は特別の法規によつて設けられたもので、普通銀行業務を行ふ外、特殊の目的の業務をも行ふ。従つて營業上種々の制限を受け、同時に數多の特權を與へられて居るのである。日本銀行その他第九課に列擧する銀行は特種銀行である。

[四] 銀行は一般の人々の資金を預かるものであり、且つ預金者はその銀行の良否を見分け難いものであるから、國家は銀行法を設けて嚴重な監督をしてゐる。その内容の主なるものをあげれば大體次の通りである。

- (一) その營業は大藏大臣の免許を受けねばならぬ。
- (二) 資本金百萬圓以上の株式會社でなければならぬ。
- (三) 常務取締役は大藏大臣の認可を受けなければ他の業務を兼

第二課 銀行業の取引—其一 預金

ねることができない。

(四) 半年毎に業務報告書を大藏大臣に提出しなければならない。

特種銀行は右と異り一々特別法に基づいて監督されてゐる。

[五] 普通銀行業務の主なるものは預金、貸付、手形割引の三種であるが、爲替代金取立、保護預り、公債株券及び地金銀賣買等のことも銀行業務として取扱はれる。

第二課 銀行業の取引—其一 預金

- [一] 銀行は前述の通り一方から資金を預かつてこれを他方に貸出すことを營業とする。銀行が一般の人から金銭を預かることを預金といふ。預金には當座預金、特別當座預金、定期預金、通知預金、預金手形預金、公金預金、別段預金、貯蓄預金等の種類がある。
- [二] 當座預金は小切手を振出して何時でも引出すことのできる

預金で、頻繁に金銭の出入のある商人には便利である。しかし銀行にとつては手数が掛るばかりでなく、預金額が日々變動してその利用に不便であるし、可なりの支拂準備金が必要であるからその利子は極めて安い。

當座預金をしやうとする人は、相當の人の紹介によつて銀行に當座取引申込書を差出して申込む。銀行はその資力信用等を調査した上で更に當座勘定書を出させて、第一回の預金を受け入れ、當座預金通帳と小切手帳とを與へて、その受取書と、預け主の筆蹟と、印鑑とを受取つてこゝに初めて當座取引が成り立つのである。

預金者が預金するには必ず現金又はこれに代はるものに入金票を添へて通帳と共に持参すると、銀行は前回の預け入れ後に支拂つた本人振出の小切手の金額と、支拂日とを記入して、次にその

商業道德の例
一一

預け入れと差引残高とを記入して預金者に返すのである。預金の引出には小切手が用ひられ、銀行はその小切手の持参者に支拂つて、それだけ本人の口座の金額を減少するのである。商人は時に或は不注意のため、或は悪意から預金残高以上に小切手を振出して支拂にあてることがある。勿論銀行はその支拂を拒絶してその小切手は不渡となる。かゝる小切手を出すことはその人の信用を著しく傷つけるばかりでなく、多数の世人にも迷惑を及ぼすから商業社會に於て最も慎まねばならぬ。(第三課の参照)

[三] 特別當座預金(小口當座預金)は當座預金と同じく要求次第いづれでも自由に引出すことが出来るが、小切手で引出すことは許されて居らず、引出には常に通帳を用ひるものである。金錢の出入の餘り頻繁でない人が利用するに適してゐる。利子は當座預金より少しく高い。當座預金と異り何人からも申込があれば預か

特別當座預金

定期預金

るのである。

[四] 定期預金は期限を定めて預け入れる預金で、その期限は普通六ヶ月、又は一ケ年である。預け主は預け入れの際定期預金證書を銀行から受取つて、期限にはこれと引換へに元利息を受取る。その期間中は引出されることがないから、銀行では安心して全部を利用し得られるので、その利子は他の預金に比して最も高い。

[五] 通知預金は定期預金に似てゐるが、預け入れの期間は定めずに、その引出の数日前に豫告をする預金で、預け入れの際に通知預金證書を受取りこれと引換へに元利息の支拂を受ける。不時に引出されることがなく、運用の便が多いから利子はかなり高いが、普通には大口のものしか取扱はぬ。

通知預金

預金手形預金

[六] 預金手形預金は何人でも銀行に金を預け入れ、預金手形といふ證書を發行して貰ひ、何時でもこれと引換に受取り得る一時性

の預金である。この手形は裏書によつて譲渡せられる。手形といはれるが實際は預金證書であつて手形の要件を具へては居らぬので上巻に述べた手形ではない。無利息の場合が多い。

公金預金 [七] 公金預金といふのは政府官廳市町村等の所有する公金の預金であつて、預金者が公共團體である處からかく特別の名稱が與へられて居る。

貯蓄預金 [八] 別段預金は右の何れの種類にも入らぬ預金を便宜上一括して一時整理しておくもので、利子の支拂の如きも差別が多い。

[九] 貯蓄預金は貯蓄銀行で取扱ふもので預け入れは一口一錢以上である。これに通帳を用ひて自由に引出、預け入れをする普通貯金と、一時又は數回に預金して一定期間後にその元利を受取る据置貯金の二種がある。(第九課の参照)

どんな銀行に預け入れることが大切か

[一〇] 銀行に預金をするときには信用の厚い堅實な銀行に預け

収入印紙
参 錢

當座勘定約定書

今般貴行ト當座勘定相開候ニ付ラバ貴行ヨ
リ交付セラレタル當座勘定通帳ノ首葉ニ掲
載セル當座勘定規定及小切手帳ノ首葉ニ掲
載セル小切手用法承諾ノ上取引可致候也

昭和四年拾月拾五日

住所 神田區小川町壹番地

品川藤一

株式會社 日 東 銀 行 御 中

定期預金證書

印紙 ⑩

No. 486

一金五千圓也

期間 六ヶ月

期日 昭和 參年 參月 參拾壹日

利率 年五分

右金額本證書裏面ノ約定ニ從ヒ定期預金トシテ
正ニ預リ申候就テハ前記期日ニ此證書引換ニ
元利金御支拂可申候也

昭和四年九月參拾日

株式会社日東銀行

社印

支配人

瀬尾吉郎 ⑩

品川 藤一 殿

約定

- 一 此預金ハ當行ノ承諾ナクシテ満期前ニ御引出相成候事御断リ申上候
又満期ノ節御引出無之候トモ満期後ノ利息ハ御支拂不申候
- 一 本證書萬一紛失又ハ水火盜難ニ罹リタルトキハ預ケ主ハ直ニ其金高
預ケ入年月日證書番號及其事由ヲ詳細ニ記載シ當行ニ御通知相成度
候然ル時ハ満期後相當ノ期間ヲ經過スルモ尙本證書ヲ發見セザル時
ハ當行ノ承認スル二人以上ノ保證人連印アル證書ヲ受取り又當行ニ
於テ必要アリト認ムル場合ハ預ケ主ノ費用ヲ以テ新聞廣告其他機宜
ノ處置ヲ爲シタル後元利金ヲ支拂ヒ又ハ新證書ヲ發行可致候
- 一 預ケ主ハ預金受取ノ際使用セラルヘキ印鑑ヲ豫メ當行へ御差出相成
満期ニ至リ左ノ條白ニ御記名調印ノ上元利金御受取被下度候
- 一 此證書ニ御押捺ノ受取印ニシテ豫メ御差出シアル印鑑ト相違ナシト
認メタルトキハ其捺印者其證書持參人ノ何人タルヲ問ハス且ツ期限
ノ前後ニ拘ラス其支拂ヲ有効トシ後日如何ナル故障アルモ當行ハ一
切其責ニ任シ不申候
- 一 此預金ハ當行ノ承諾ナクシテ讓渡又ハ質入セラル、事御断リ申上候

表面之金額元利トモ正ニ受取申候也

昭和五年六月九日

品川藤一 印

株式会社日東銀行
御中

森川榮造 殿

社 印

支 配 人
尾 吉 郎 殿

株式会社日東銀行

昭和五年六月九日

又ハ此手形持參人へ相渡可申候也

右金額正ニ預リ候ニ付何時ニテモ

殿

一金四千五百圓也

出 納 印

預 金 手 形

第五十七號

Faint, illegible text on the reverse side of the document, possibly bleed-through from the other side.

No. 384

印紙
參 儲
印

通知預金證書

一金參萬圓也

條件 引出ハ二日前ニ通知ノ事
据置期間ハ七日以上

利率 日歩六厘ノ割

右金額本證書裏面ノ約定ニ從ヒ通知預金トシ
テ正ニ預リ申候就テハ此證書引換ニ元利金御
支拂可申候也

昭和四年九月七日

株式会社日東銀行

支配人

瀨尾吉郎 印

印 社

市橋貞丸殿

約 定

- 一 此預金ハ御預ケ入レノ日ヨリ御引出ノ前日迄利息ヲ附シ可申候
但 一旦御通知ヲ受ケタル引出日以後ハ御引出無之場合ト雖モ其御通知ノ御取消アル迄ハ利息ヲ附シ不申候
- 一 表面記載ノ利率ハ公表利率ノ改定其他ノ事由ニ因リ變更スルコト可有之其際ハ之ヲ御通知又ハ新聞ニ廣告可致候
但 据置期間ノ定メアル場合ハ其期間内ハ之ヲ變更不致候
- 一 預ケ主ハ此預金御受取ノ際御使用セラルベキ印鑑ヲ豫メ當行ニ御差出相成満期ニ至リ左ノ餘白ニ御記名調印ノ上元利金御受取被下度候
- 一 此證書ニ御捺印ノ受取印ニシテ豫メ御差出アル印鑑ト照合シ相違ナシト認メタルトキハ其捺印者及證書持參人ノ何人タルヲ問ハズ其支拂ハ有効トシ後日如何ナル故障アルモ當行ハ一切其責ニ任ジ不申候
- 一 紛失盜難其他ノ事故ニ因リ此手形又ハ印章ヲ喪失セラレタルトキハ其旨遲滞ナク當行ニ御通知相成度候此場合ニ於テ當行ハ新聞廣告其他適宜ノ處置ヲナスベク其費用ハ預ケ主ノ御負擔タルベク候
- 一 前項御通知後又ハ据置期間アルモノハ其期間經過後一ヶ月ヲ經過スルモ尚證書ヲ發見セザルトキハ當行ハ相當保證人二名以上ノ連印アル證書ヲ受取り元利金ヲ支拂可申候
- 一 印章御喪失ノ場合ハ前項同様保證人ノ連印ヲ以テ新規印鑑ヲ御提出相成度候

表面ノ金額元利共正ニ受取申候也

昭和五年壹月拾日

市橋貞丸團

擔保品差入證

參 收 入 錢 印

一均五縣免稅準備證書五千圓券貳枚

右ハ昭和四年四月九日大野善三様出資五股證書印

貴行ニ於テ御割引ニ係ル金額ニ對スル擔保トシテ差入候段確實也然ル上ハ萬一手形期日ニ至リ支拂相滞リ候節ハ貴行又ハ右手形ノ讓受人ニ於テ前擔保品隨意ニ御賣却ノ上其代金ヲ以テ手形金額及ビ延滞利息其他右ニ係ル諸入費共御引去可被下候若不足相立候ハバ何程ニテモ償却可致候且又期間中擔保品價格下落或ハ故障等出來候節ハ貴行ノ望ニ應ジ速ニ引換又ハ増擔保品差入可申萬一遲延致候節ハ手形期限中ト雖モ擔保品ノ全部若クハ其一部ヲ勝手ニ御賣却相成候共不苦若又貴行ノ御都合ニ依リ擔保品引換方御請求相成候場合ニハ無異議他品ト引換可申候仍ラ擔保品差入證書如件

昭和四年四月九日

住 所 東京市神田區小川町一番地

品 川 謙 一 印

株式會社 日 東 銀 行

御 中

入れることが大切である。利息歩合の高いのに誘はれ信用の薄い銀行に預金すると、時に甚だしい悔を生ずることが少くない。

第三課 銀行業の取引—其二 貸出

〔一〕 廣く世間から資金を集めてこれを有益な事業に運用するのは銀行の使命である。貸出はその資金運用方法の最も重要なものであつて、銀行はこれから貸付・利子を得てゐる。銀行が貸出をするには利率の高いこと・回収の安全なこと・且つ回轉の速かなることが大切な要件である。利率の高い代りに不健全な事業を助けたり情實によつて貸出したりすることは、最も慎まねばならぬ所である。銀行は常にその資金を善用して自己の基礎を堅固にして以て公に奉ずるの途を講ぜねばならぬ。

〔二〕 貸出には二つの方法があつてこれを貸付と割引といつてゐる。

貸出にはこんな心得が必要である

商業道德の例、一二

貸付とその種類

る。貸付は借入金證書に對する貸出で、割引は満期日前の手形に對しての貸出である。割引に就いては第四課で説明する。貸付はその性質によつて次の三種に分けられる。

(一)信用貸付は全く借主の名譽と信用とに依頼して、何等擔保品を差入れしめずに貸付けるものである。資金回収上危険が少くないから篤と借人の信用状態を調査して貸出さねばならぬ。

(二)保證貸付は銀行が資産あり信用ありと認められた人を保證人として貸付けるもので、借主が返済しない場合、本人に代つて辨濟せしめるものである。

(三)擔保貸付は借主の信用よりも擔保品の價格に重きをおいて貸付けるもので、借主が期日に返済しない時は銀行は擔保品を賣却して元利金の辨濟に當てるのであるから、擔保品は價格の變動少く保管の容易なもので、その上賣却し易いものでなければならぬ。

銀行から金を借りる手續

ばならぬ。擔保品の價格が甚しく下落すれば増擔保品、或は内入金をなさしめる。

[三] 銀行から資金を借用する手續は先づ借入金申込書に金額、期間、利率等を記入し、保證人、或は擔保品のある時には併せてこれを記入の上貸付係に申込むと、銀行では本人の資産信用並に擔保品、保證人に就いて調査を行ふ。承諾を得れば借入金證書に要件を記載し、記名調印の上差出し現金を借用する。擔保品のある時は擔保品差入證を差入れ預り證を受取る。

[四] 當座貸越とは當座預金取引のある者に限り預金額以上に一定限度まで小切手を振出すことを許すもので、預金者の側からいへば當座借越である。當座貸越契約をするには預金者の信用に より、或は無擔保のこともあるが、或は公債社債株券等の擔保品を受入れて貸越の金額、利率を定めた當座貸越約定書を差出させる。

當座貸越とは何か

俗に單にコー
ルとも云ふ一
種の貸付

期限は普通一ケ年で、返済は預金をなすことにより隨時返済せられるから商人にとつては極めて便利である。(第二課の参照)
[五] 尙短期の貸付にコールローンといふものがある。借主の側から見る時はコールマネーといふ。これは要求次第何時でも返済する約束で貸付けるもので、期限は翌日から一週間位が普通である。コールローンの利息は普通の貸付より安いから手形仲立人取引所取引員又は銀行業者間のやうな金銭の出入頻繁なもの間に主として利用される。

第四課 銀行業の取引—其三 割引

割引と再割引

[一] 爲替手形又は約束手形を所有する者が期日前に資金の必要を生じたとき、銀行に頼んでその手形を引渡し手形金額から期日までの利子則ち割引料を差引いた残額を渡して貰ふ事を手形割引

第九九六號

壹圓七
拾五錢
紙

借用金證書

一金參千五百圓也

但利息、金貳圓二村日歩ノ割合ヲ以テ支拂可申事

擔保品 甲號五分利公債證書五百圓券八枚

右金額借用致候處實正也昭和六年參月七日限リ元利返金可致候期限ニ至リ返済相滞候ハ、前書ノ擔保品適宜御買却ノ上共代金ヲ以テ元利御引去可被成候若不足候ハ、追償可致候又期限中擔保品價格低落ノ節ハ御望ニ應シ入金又ハ増擔保品差入可申候若シ之ニ應セサルカ又ハ此擔保品ニ變災故障等相生シ候節ハ期限ニ拘ハラヌ返済可致右ノ契約ハ保證人借主ト連帶シテ履行可致爲後日借用金證書仍テ如件

住所 東京市神田區小川町五番地

借主 田中 信二郎 印

住所 東京市牛込區原町七番地

保證人 小池 喜太郎 印

昭和五年
九月七日

株式會社 日東銀行
御 中

手形割引の手
續

割引と貸付と
はどちらがふ
か

引といふ。銀行は期日に手形の支拂人から手形金額を受取るか
ら割引料だけは銀行の利益となり、商人も僅かの割引料を支拂ふ
ことによつて、手形の期日を待つことなく随時資金の融通を受け
るから大變便利である。且つ亦銀行では自行が一度割引した後
に資金の必要が生ずれば、これを更に他の銀行で割引することが
出来る。これを再割引といふ。

[二] 手形の割引を希望するものは銀行と相談の上、手形割引依頼
書に必要事項を記入して銀行に差出す。銀行はその手形關係者
の支拂能力を調べて安全と認めればこれを承諾して、手形に正式
に裏書させ、擔保が必要のときは擔保品と擔保品差入書とを出さ
せて、割引料を差引いた残高をその割引希望者の當座預金に入れ
る。但し希望によつては現金でも支拂ふのである。

[三] 割引と貸付とは銀行が資金融通のために貸出すといふ點で

は同じであるが次の點に於て違つてゐる。

- (一) 貸付は借用證書に依るが故に返済期日に至らなければ資金を回収することが出来ないが、割引は流通性ある手形によるから必要があれば再割引によつて資金を回収する便益がある。
- (二) 貸付の利息は元金返済の時でなければ受取れぬが、割引料は割引と同時に受取ることができる。
- (三) これ等の理由から貸付の利息は割引利息より高い。

第五課 銀行業の取引—其四 爲替

爲替とはこんなもの

〔一〕 爲替は隔地者間に於ける貸借決済に際し現金を輸送することなく、手形で決済する方法で、金額に制限がなく手数料も廉いので商人の送金は大抵この銀行爲替が利用されてゐる。銀行で取扱ふ爲替には普通送金爲替、電信爲替、逆爲替、荷爲替、外國爲替等あ

手形割引申込書

爲替振出人又ハ約手宛名人住所氏名	同職業	爲替支拂人又ハ約手振出人住所氏名	同職業	手形種類	手形日附	割引日數	拂支日期	手形面金額
合名會社旭商店	雜貨商	木下 兼三	雜貨商	約手	六月五日	五拾九日	六月八日	金四百圓也
花房 東吾	雜貨商	古屋 順吉	同	同	五月六日	貳拾七日	五月七日	金九百圓也
合計金壹千參百圓也								
要 摘								
昭和五年六月九日								
依頼人 東京市神田區須田町七番地 山名 久吉 印								
株式會社 日東銀行御中								

受取人は逆爲
替によつて代
金を取立てる
ことが出来る

るがこの課では専ら内國爲替業務に就いて述べる。但し普通送金爲替電信爲替に就いては既に上卷第三十一課で述べてあるから省略する。

〔二〕普通送金爲替は支拂人が受取人に對して送金する方法であるが、逆爲替は受取人が銀行を通じて支拂人から代金を取立てる方法のことである。普通には受取人が支拂人を名宛人とし取組銀行を受取人とした爲替手形を作つて、其の銀行に賣つて代金を受取り、銀行はこれを支拂人居住地の取引銀行に送つて取立を依頼するものである。この場合萬一その手形が不渡となる時は取組銀行は損失を蒙るから、これに備へるため擔保品を差入れさせることがある。或は商業信用狀の提出を求めることがある。是は手形の名宛人になる人則ち支拂人が其の取引銀行に頼んで發行して貰ふ證書であつて、取組銀行に對し安心して手形の買取

をするやうにとの依頼が認められて居る。

逆爲替の一種
に荷爲替とい
ふのがあ

荷爲替の組み
かた

〔三〕 荷爲替は賣人が商品を發送して買手からの送金を待つこと
なく、發送と同時に現金を入手することを得る方法で、逆爲替の一
種であるがその商品を擔保とする所から荷爲替の名がある。商
人はこれによつて大いに金融上の利便をうける。そして荷爲替
に用ひられる手形を荷爲替手形又は荷付爲替手形といふ。

〔四〕 荷爲替を取組むには荷爲替手形依頼書を差出すのである。
承諾があつた上で爲替手形貨物を代表する證書保險證券送狀等
に、荷受人が手形金額を支拂はない場合は、銀行がその荷物を賣却
してその代金を辨済しても異存がないことを約定した荷爲替手
形副證書を添へ、或は前記の商業信用狀を添へて銀行に差出し、そ
の爲替手形を割引して手取金を受取る。荷受人は手形代金を銀
行に支拂つて書類を受取り、運送業者から荷物を受取る。

第壹參五號

商業信用狀

參 鑒
印 紙

依頼人 印鑑 ①	同上	筆跡
井 春 吉	井 春 吉	井 春 吉

一 限度金額 八千圓也

一 取組期限 昭和五年九月拾日ヨリ昭和六年貳月拾日迄

一 支拂期限 手形日附ヨリ拾日以内

一 支拂人 横 井 春 吉

右ノ範圍ニテ川田總殿ヨリ此信用狀呈示ノ上前記支拂人宛手形
ノ割引又ハ荷爲替取組ノ御請求有之候節ハ前掲ノ印鑑及筆跡御
照査ノ上可成低歩ヲ以テ無御懸念御取扱可被下候也
但シ御取扱年月日及金額ハ裏面相當ノ欄内ニ必ズ御記入可被下
候也

昭和五年九月七日

社 印

株式會社 富強銀行

支配人 野本徳一郎 ①

株式會社 日東銀行 御中

荷爲替手形の金額は、通常荷物の代價の七掛又は八掛位であるが、信用大なる商人又は信用狀の添付ある場合は、全額を取組むことができる。これを丸爲替と言つてゐる。

第六課 銀行業の取引—其五 外國爲替

外國爲替と法定平價

〔一〕 外國爲替は外國との貸借關係を現金を送らないで決済する方法で、内國爲替と同じ理法である。只その行はれる範圍が内國と外國との差あるのみである。併し外國爲替に於ては、受渡する貨幣が國によつて異なるから、兩國の貨幣價格の割合を決めなければならぬ。これは兩國共金本位の場合には、一國貨幣の一定額に含まれる純金が、他國貨幣のいくらの中に含まれるものに等しいかを檢して定める。これを法定平價といつて、決して變動せぬものである。例へば我が國の一圓は純金二分即ち十一グレートン五

七で、英貨一磅は純金百十三グレイン一六を含むから、その法定平
價は我が一圓が英貨二志〇片十六分の九に、英貨一磅は我が九圓
七十六錢に相當してゐる。本位貨幣の異なる時は法定平價も亦變
動する。

〔二〕 兩國間の貨幣價格の割合は、通常の場合右に述べた法定平價
を中心として上下するものであつて、これを表で示したものを爲
替相場といふのである。爲替相場は主としてその國の對外受取
勘定と支拂勘定との差額の増減によつて騰落するのである。例
へば貿易は出超となり、外國貿易の運賃・保険料・海外投資收益・内地
に於ける外國旅客の消費等の収入が多ければ、それだけ外國貨幣
に對するその國の貨幣價格の割合、即ち爲替相場は良くなるので
ある。

爲替相場の建
て方

〔三〕 爲替相場には自國貨幣を標準として外國貨幣で相場を示す

爲替相場

受取勘定相場と、外國貨幣を標準として自國貨幣で相場を示す支
拂勘定相場とがある。例へば邦貨一圓は英貨二志〇片四分の三
といへば、受取勘定相場で、英貨一磅は邦貨九圓八十二錢といへば
支拂勘定相場である。

爲替相場の見
方

正金爲替相場	三十一日銀行電信費
ロンドン	一志二片 $\frac{7}{8}$
パリ	四法六八
ロマー	三利五〇
ドイツ各地	〇麻七七
アメリカ各地	二九弗 $\frac{3}{4}$
リフデジャネイロ	三ミルレ $\frac{1}{4}$ 四三〇
インド各地	七八留比
シンガポール	一九九圓
上海	一一六圓

〔四〕 こゝに示したのは、新聞紙上
に發表される外國爲替相場の一
例である。その用語に就いて簡
單な説明を加へやう。正金爲替
相場といふのは、横濱正金銀行で
取りきめた卅一日の相場のこと
で、倫敦・パリ等の地名は手形の支
拂地のことである。電信賣は電

信爲替で正金銀行が商人に對して賣つて呉れる相場である。ア

爲替相場の變動はこんな影響を與へる

メリカ・印度・新嘉坡及び上海は邦貨百圓に對し、其他は凡て邦貨一圓に對する相場である。

[五] 内地で商品を賣捌いたり仕入れたりするには、その物價の高低を判斷して適當に賣買すればよいが、外國との商賣には商品そのもの、價格の高低の外に、爲替相場の變動をも考慮する必要がある。もしこれを考へないと値段の安いものを買つて結局損をし、又高く賣つても利益がないといふ結果になることが少くない。だから輸出入商は常にこの爲替相場に注意してゐるのである。

爲替相場の高い時には、日本の貨幣が外國貨幣に比べて値打の高い時で、少しの邦貨で澤山の外國貨物を買へる時であるから、輸入には都合がよいので輸入が増す。これに反して爲替相場の安い時は、輸入が不利となつて輸出が増すのである。そして前の様に爲替相場の高いことを利又は順といひ、相場の安いことを不利又は逆といつてゐる。

外國爲替の取組みかた

外國貿易にあつては、どうして代金を受取るか

[六] 海外へ送金爲替を取組むには、その依頼書に必要事項を記入して銀行に差出し、送金額に相當する邦貨を支拂つて送金爲替手形を受取る。外國に於ける受取人は、この手形の送付を受けてからその地の銀行で現金を受取ることが出来る。急を要する場合には、電信爲替の方法によることは内國爲替の場合と同様である。

[七] 外國貿易にあつてはその代金の決済は、多く既に述べた荷爲替の方法によつて行はれる。即ち輸出者は輸出貨物を擔保として荷爲替を組んで銀行からその代金を受け、輸入者はそれに對して支拂をする。かうして輸出者は大いに金融上の便をうけるし、輸入者も前拂をせずに済むのである。その取組手續は内國荷爲替手形と同じであるが、支拂人が外國にあるため、支拂人の取引銀行をしてその信用を保證せしめた信用狀を差入れしめる。これ

外國爲替手形
にはこんな種
類がある

等の手形は通常二通、時として三通を作り郵送中に或は生ずべき紛失の用意として異つた便船で發送する。固よりその中の一通が有効に役立てば、他は無効となる。これを組手形といつてゐる。

[八] 外國爲替手形は見方によつて色々に區別することができ、振出人が銀行であるか、商人であるかによつて銀行手形、商業手形の區別があり、又期限の長短によつて、長期手形と短期手形とに分れる。又同一の手形でも輸出國より見て輸出手形、輸入國から見ると輸入手形と稱へられる。

第七課 銀行業の取引—其六 附屬業務

銀行の附屬業務

[一] 銀行は預金爲替貸付割引を主要なる業務としてゐるのであるが、その他得意先の便宜のため附屬業務として、廉い手数料で代金取立、有價證券の賣買保護預り、手形引受等を行つてゐる。

代金取立

[二] 手形や小切手の使用が極めて盛になつた現代にあつては、商人が各自受取るところのこれらの證券を取立てるのは單に手数料や費用の掛るのみでなく、時には大きな間違ひをすることが少なくないから、これが取立を銀行に依頼することが多い。銀行にはこれ等の仕事に慣れた職員が居て、これを處理するから間違へることはないし、又特に面倒な事でもないからこれを引受けるのである。取立依頼者は、その銀行の預金者であるから、銀行はその取立てた金額をその人の口座に組入れ、依頼者もこれによつて大いに利便を受ける。普通は無料であるが、他所取立てのものにあつては僅少の手数料を受取る。かゝる業務を代金取立と呼ぶ。

[三] 銀行は平生貴重な證券貨幣等を管理するため堅固な金庫を所有するから、一般の人々の依頼があれば手数料を受けてそれらのものを預るのである。これを保護預りと呼ぶのであるが、これ

保護預り

に開封預り、封緘預り、保護金庫貸與の三種がある。開封預りといふのは預け主が内容を示して申込むと、銀行はその保管を引受けのみならず、公債社債等にあつては利札償還金の取立をもしてくれるものである。封緘預りは單純な保護を目的とするもので、保護金庫貸與は一定の期間金庫内の抽斗を自由に使用させるのである。

〔四〕 銀行は資金が餘つた場合には回収の確實な有價證券に投資してその資金の運用利殖を圖る。又得意先の依頼によつて、有價證券賣買の仲立をする場合もある。

〔五〕 銀行は得意先の依頼によつて報酬を受けて、その振出にかゝる手形に引受けをする。この業務を手形引受といふ。かゝる手形は信用があつて極めて流通が良い。銀行は引受によつて信用を貸すのであるから、その引受到當つては、依頼人の信用資産等を

有價證券賣買

手形引受

よく調査し、必要な場合には保證人を立てさせ、もしくは擔保品を差入れさせる。

第八課 手形交換

手形交換とは
こんなもの

〔一〕 商人の間では、金錢の受拂は大抵小切手及び手形を用ひて決済されるから、商人は毎日多くの銀行拂の手形小切手を受取ることになる。これらの手形小切手の取立は、前課に述べた通り凡て取引銀行に依頼する。依頼された銀行では簡單に取立を果たす目的を以て、手形交換といふ制度を設けてゐる。即ち同一地域内の銀行が協定して、毎日一定の時刻に同一の場所に各自支拂ふべき小切手、手形を携帯した手形交換係を派して、相互に差引するのである。その會合する場所を手形交換所といひ、加入してゐる銀行を、交換所組合銀行と稱へる。東京では之を社員銀行と云つて

代理交換

どうして手形
かは交換される
か

交換される手
形の種類

ある。加入して居ない銀行も組合銀行の何れかと特約して代つて交換をして貰ふことができる。これを代理交換と言ふ。

〔二〕 交換所へ持出す小切手手形類は、各銀行別に区分し、交換添表を添付して、それぞれの銀行の係員に配布し、各銀行より配布された手形類は整理計算の上、持出手形と対照して交換差引表を作る。差引表に示された持出分と、受入分との差額を交換尻と言ひ、組合銀行は何れも日本銀行に當座勘定を開いて居るから、交換尻の決済はこの銀行に於ける預金の振替へて済ますのである。

〔三〕 手形交換所で交換される手形は小切手手形の外、郵便爲替證書振替貯金局待拂出書、公債社債の利札償還さるゝ公債證書、社債券、配當金額領收書等がある。郵便局と日本銀行とは客員として交換所に加入してゐる。

第九課 特種銀行

日本銀行

〔一〕 日本銀行は、明治十五年日本銀行條例に依つて設立されたもので、我が國の中央銀行である。株式會社であるが株主は日本人に限られ、總裁は政府が任命する。その業務の主なるものは兌換券の發行、國庫金の取扱、一般銀行に對する貸付、割引及び預金の受入等である。

横濱正金銀行

〔二〕 横濱正金銀行は、明治十三年横濱正金銀行條例によつて設立されたもので、外國貿易に對する金融を取扱ひ、外國爲替、内外貨幣の交換、地金銀の賣買等を行ひ、その他普通銀行業務をも營んでゐる。海外主要の地には支店を有し、外國銀行と爲替取引をしてゐる。

日本興業銀行

〔三〕 日本興業銀行は工業資金を融通して、その進歩發達を圖ることを目的として設立された銀行である。公債、社債、株券等を擔保

日本勸業銀行
と農工銀行

とする長期の貸付、公債・社債の應募・引受・償還その他預り金及び保護預り等をその主たる業務としてゐる。拂込資本金の十倍迄は興業債券を発行して營業資金を募集することができ、

〔四〕 日本勸業銀行及び各府縣農工銀行は、農工業の進歩發達のため資金を融通するために設けられた銀行である。農工銀行は各府縣に一行宛設立され、不動産を擔保として年賦又は月賦償還の方法によつて長期貸付をなすもので、拂込資本金の十倍までの農工債券の發行を許されてゐる。勸業銀行は農工銀行の親銀行として長期貸付をなし、農工債券の引受をして農工銀行に資金を融通する外、勸業債券發行の特權を有して居る。その限度は拂込資本金の十五倍であり、且つ他の銀行に例のない小額の債券割増金附債券の發行も認められて居る。大正十年この兩銀行の合併が許されてから、農工銀行が勸業銀行に合併せられてその支店と

北海道拓殖銀行

なつてゐる處もある。

〔五〕 北海道拓殖銀行は明治三十二年北海道拓殖銀行法によつて設立され、北海道の殖産事業のため資金融通を圖ることを目的としてゐる。普通銀行業務の外、不動産公債・株券等を擔保として長期の貸付をなし、日本興業銀行と同程度の債券發行權をも有して居る。

臺灣銀行

〔六〕 臺灣銀行は明治三十年臺灣銀行法により、臺灣の殖産事業のため資金を供給し金融を調節し貿易發達の促進を目的として設立されたもので、普通銀行業務の外、臺灣に於てのみ流通する兌換券發行權を有し、國庫金出納事務をも取扱ふ。

朝鮮銀行

〔七〕 朝鮮銀行は朝鮮と滿洲の産業の發達を目的として設けられた銀行で、その業務の内容は臺灣銀行と同じく朝鮮に限り流通する兌換券發行權を有し、朝鮮に於ける中央銀行たる地位にあるも

朝鮮殖産銀行

のである。

[八] 朝鮮殖産銀行は朝鮮の農工業を發展せしめるために設けられた銀行である。普通銀行業務をも行ふが、不動産を擔保とする長期の貸付を主たる業務としてゐて、このため資本金の十倍迄債券を發行する特權を有つてゐる。

貯蓄銀行

[九] 貯蓄銀行は一般商人とは事情を異にする中産以下の人々に勤儉貯蓄を奨励する爲めに設けられた銀行で、一回拾圓未満の小額の金も預る。國家は中産以下の預金者を特に保護するために、貯蓄銀行法を設けて次の様に嚴重な監督をしてゐる(第二課の(八)參照)

- (一) 資本金五十萬圓以上の株式會社であること。
- (二) 取締役は銀行の債務について退任後の二ケ年間は連帶無限の責任を負ふこと。
- (三) 預金高の三分の一以上の額に相當する國債を供託する外、資

質屋

金の運用に制限あること。

第十課 質屋業・無盡業

[一] 質屋は我が國では古くから下層階級の金融機關として發達し、銀行から貸付を得る便宜の乏しい人々が利用してゐるもので、主に衣類・家財等の動産を擔保として資金を融通する。そしてその擔保品を質物と言ひ、貸付期間は四ヶ月を普通とし、利息は月利一圓に付き何錢と定める。高利であるから商業資金には適當でない。期限になつて切替の手續もせず元金又は利子を支拂はないときは質物は質屋の所有となる。これを質流れといふ。

公益質屋

質屋は一般に高利であるため、近來公共團體又は公益法人が公益質屋を經營して無産階級の資金融通を圖つてゐる。これは一口拾圓一世帯五拾圓を限度とし、利子も一ヶ月百分の一・二五以下

を原則とする。

〔二〕 無盡は中産以下の人々が相互に資金を融通するために同志が一つの組合を作つて契約を結び、口數金額を定めて、掛金を定期に拂込み抽籤又は入札によつて組合員に資金を融通する方法で、無盡又は頼母子といつてゐる。無盡契約の期間は五年以内、口數は百以下、毎回融通する金額は千圓未満と何れも規定されてゐる。無盡の世話人として自己名義で組合員より掛金を集め、更にこれを當籤者又は落札者に貸付けることを業務としてゐるものを無盡業といふ。無盡業は法律上色々の監督を受けてゐる。

第十一課 信託業

〔一〕 資産があつてもそれを運用する方法に暗い者や、財産の利殖にのみ没頭する事のできない者のために、その財産の管理及び運

信託とはどんなものか、どんな効果があるか

委託者・受託者
者と受益者

信託業の業務

用を代つてやつてくれる金融機関が必要となつて來た。信託業はこの目的のために一定の報酬を受けて、財産の管理運用利殖を圖るものであつて、所有者自身の利福を圖ると同時に、その財産を社會のためになるやうに用ひて、社會一般の幸福を増進せしめるのである。これは丁度銀行と同様であるが、銀行が主として商人のために短期の資金を融通するに反して、信託業は長期の資金を取扱つて工業家その他に金融上の便益を與へて居る。

〔二〕 信託の依頼者を委託者、信託を引受けるものを受託者、信託する財産を信託財産、信託した財産の元本又は収益の受取人を受益者といふ。委託者と受益者とは同一人である場合もあり、又別人である場合もある。

〔三〕 信託業を営む者の中主要なるものは信託會社である。其の業務を挙げれば次の如くである。

(一)金・銭・信・託 金銭を信託するものでこの場合の運用収益はこれを受益者に支拂ひ會社の収益は手数料である。金銭信託にはその運用方法例へば貸付ならばその債務者擔保品利率等を特定した特・定・信・託と運用法の種類例へば貸付とか有價證券投資とかを指定した指・定・信・託及び特・定・又・は・指・定・の・な・い・金・銭・信・託の三つがある。前の二つの場合は信託會社は特定又は指定された運用方法のみに依る事を得最後の場合には法定の範圍内で自由に運用する事ができる。何れも一口の金額は五百圓以上で特定信託の外は期限は二ケ年以上と定められてゐる。

(二)有・價・證・券・信・託 公債・社債・株券等を信託するもので保管のためにするものに管理・信・託があつて信託財産である事を示す手續をするときは信託期間中は差押へ又は競賣をする事が出来なくなる。信託業者の責任で信託財産たる證券を貸付その他

に運用し證券の利子の外に運用の収益を圖るものは、運・用・信・託で、有價證券を適當の時期に賣却するための信託を處分・信・託といふ。何れの場合も信託會社は證券の利息又は配當金の受取り、元金償還の取扱をも委託者に代つて行ふのである。

(三)金・銭・債・權・の・信・託 委託者が自分の債權を信託して信託會社をして債權者の權利を代つて行はしめるものである。

(四)動・産・信・託 主なものは商品の信託で、商品の賣却・代金取立等の手續をなさしめるものであるが、これがためには信託會社が商品に關する知識を要するばかりでなく、市價變動による危険が多いので一般には行はれない。

(五)不・動・産・信・託 主に土地・家屋の管理處分を目的としたもので土地・家屋の貸付・家賃・地代の取立・税金支拂等の取扱をする。この不動産を信託財産として登記すれば、信託期間中差押へ又は

競賣を免れる。

(六) 地上権及び土地賃借権の信託 地主から借りた権利を信託して土地の利用を委託するものである。

(七) 擔保附社債信託 社債に附隨する擔保権の信託である。銀行業者中認可を受けた者の行ふ信託はこの種のものである。

(八) その他附隨業務として保護預り債務保證不動産賣買の仲介もしくは金銭不動産貸借の媒介公債社債株式の募集拂込金の受入又は元利金配當金支拂等を取扱ふ。なほ信託會社は會計検査業務を行ふの外自ら遺産管理人となることのできる。

〔四〕 信託業は委託者が一般に金融事業に疎く、且つ銀行よりも長期に亘る委託をなすものであるから信託業者は大藏大臣の嚴重な監督に服してゐる。

我が國の信託會社は資本金百萬圓以上の株式會社であること

信託業はこ
んな監督を
受ける

を必要とし、信託會社が業務に違反したために受益者に損失を與へた場合の擔保として、資本金の十分の一以上に相當する金額の國債を大藏大臣に供託しなければならぬ。併しその金額は百萬圓を超ゆることを要しない。又信託會社はその商號中に必ず信託なる文字を用ひなければならぬ。

信託財産の保護に關しては特に意を用ひ、信託會社が信託の引受によつて得た財産は信託財産として會社の固有財産とは嚴重に區別せられ、信託前にその財産に就いて生じた權利又は信託事務の處理に關して生じた權利に基づく場合の外、強制執行を受けたり競賣せられたりすることがない。又信託會社の供託してゐる國債に對して受益者は他の債權者に優先して辨濟を受ける權利を持つてゐる。

第十二課 鐵道業

運輸の方法の區別

鐵道及び鐵道業の意義

鐵道には大きな效益がある

鐵道にはいろいろな種類がある

[一] 運輸はこれを行ふ方法によつて陸運・海運及び航空の三つに分けることが出来る。陸上運送の機關には人車・牛馬車・自動車・電車・汽車等色々あるが、その中最も重要なものは鐵道である。鐵道といふのは軌道を敷設した道路の上を、動力を以て車輛を運轉して旅客及び貨物を運送する設備であつて、企業としてこれを營むときは鐵道業といふのである。鐵道は低廉な運賃で正確安全且つ迅速に而も大量の旅客貨物を運送するものであるから、その發達は商工業は言ふに及ばず政治・軍事・文化その他社會全般の發達に貢獻するところが頗る多い。

[二] 鐵道は色々の標準によつて様々に分類することができ、
 (一) 蒸氣鐵道と電氣鐵道 我が國の鐵道は多くは蒸氣鐵道であ

るが、近時大都市を中心として各線に亘り電化される傾向が著しくなつて居る。石炭の節約が重要視される今日水力電氣の發達は急務であつて今後蒸氣鐵道は漸次電化されるであらう。
 (二) 廣軌鐵道と狹軌鐵道 軌道の内側の幅が四呎八吋半のものを標準軌幅といつて、これ以上廣いものを廣軌といひ、狭いのを狹軌といつてゐる。我が國の國有鐵道は全部三呎六吋で狹軌であるが、朝鮮の鐵道及び南滿洲鐵道は標準軌幅の廣軌鐵道である。歐米の鐵道は大抵廣軌である。
 (三) 國有鐵道と私設鐵道 國有鐵道とは國家が自ら經營してゐる鐵道であつて、私設鐵道とは民間で經營して居るものである。我が國では主なる鐵道は大抵國有であつて、地方の支線及び市街線は私設會社又は公共團體が經營して居る。
 (四) 猶この外に鐵道は幹線鐵道・支線鐵道・地方鐵道・輕便鐵道・市街

鐵道普通鐵道專用鐵道高架鐵道地下鐵道その他色々に分類することができる。

第十三課 鐵道業の取引—其一 旅客及び荷物運送

旅客運送

〔一〕 旅客運送は後述の貨物運送と相並んで鐵道業の最も重要な業務である。旅客運送の等級には一等二等三等の三種があつて、賃率は三等が最も安く二等はその二倍、一等は三倍である。何れも長距離となるに従つて料當りの賃率は低くなつてゐる。

乗車券

〔二〕 旅客運送の場合に運賃を拂つた乗客に乗車券を交付する。

乗車賃率表 (三等)		(特定の區間には此率に依らぬ運賃が行はれて居る)	
料數	料八	迄〇	超ゆる料程
一料に付	一五六	一三一	一〇六
		八七	七五
		六九	六三
			八〇〇料を 超ゆる料程
			四八〇料を 超ゆる料程
			三二〇料を 超ゆる料程
			一六〇料を 超ゆる料程
			八〇料を 超ゆる料程

通用區間及び期限、經路、客車の等級、運賃額、發行の年月日並に發行驛等を記載した切符である。

乗車券には普通乗車券の外に定期乗車券、回数乗車券、團體乗車券、貸切乗車券等があつて、何れも割引の規定を設けて乗車賃を安くしてある。又小兒、軍人、學生、労働者、移住民等は特別割引の規定によつてその負擔を軽減される。

〔三〕 旅客列車には普通列車、急行列車及び特別急行列車がある。後の二者に乗る場合には普通の乗車券の外に各等級に應じて急行券又は特別急行券を買はねばならぬ。又寢臺車に乗る場合にもその等級に應じて寢臺券を買はねばならない。

〔四〕 客車便で運送される荷物は手荷物と小荷物である。

(一) 手荷物 旅客の携帯する行李、鞆等の手廻り品で一等客は六十疋迄、二等客は四十疋迄、三等客は三十疋迄は無賃であるが、こ

急行券と寢臺券

荷物運送

手荷物

の制限を超えた場合には、超過部分に對しては小荷物と同一の運賃を徴收せられる。何れにしても客車で輸送せられるから早く着荷する。又鐵道省では停車場のある市内又は停車場から約六斤以内の土地に限り手荷物一個十錢の割で配達もする。旅行に必要な物品は原則として手荷物として託送することが出来るが、左に該當するものは其の扱をしない。

イ 一個の長さ三米、容積一立方米又は重量一五〇斤を超えるもの

ロ 臭氣を發し又は不潔なもの

ハ 他の物品を汚損する虞れあるもの

ニ 危険品

ホ 貴重品

ヘ 動物

小荷物

ト 不具者用小型の車輛を除く車輛類及び病人用擔架
チ 商品
リ 死體及び遺骨
ヌ 破損し易きもの及び荷造不完全なるもの
(二) 小荷物 客車便で運送せられて一定地域内は無料で配達する。唯急速の配達を要するときは、配達料を支拂はねばならぬ。小荷物も手荷物と同様に容積・重量が規定以上に大なるもの、火藥類、危険物、他の物品を損傷する虞あるもの、不潔のもの、荷造の不完全のもの等は取扱はぬが、その他の荷物は次に定める一様の運賃で運送する。

小荷物の運賃

斤數	重量	斤數						以上六斤を 増す毎に
		一 斤迄	二 斤迄	四 斤迄	六 斤迄	九 斤迄	十二斤迄	
八十斤迄	一五錢	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一〇	
二百四十斤迄	一五	二〇	二五	三五	四五	五五	二〇	

四百八十斤迄	一五	二五	三五	四五	六〇	七五	三〇
八百斤迄	一五	二五	四〇	五五	七五	九五	四〇
以上四百八十斤を増す毎に	五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	一〇

嵩高品・易損品の運賃は前掲通常小荷物運賃の二倍で、新聞雑誌には遠近に拘らず一疋一錢三厘と云ふ特別の定めがあり、又金銀貨・貴金屬・寶石類その他高價な物品の運賃は前掲の運賃の二倍もしくは三倍である。又都市に於ける日用品供給の便利を圖るために、小荷物扱の牛乳・魚介類・鮮魚・野菜・果物・鶏卵等の類は特別扱小荷物として特に低廉な運賃で取扱はれてゐる。

第十四課 鐵道業の取引—其二 貨物運送

貨物運送

〔一〕 重量・容積の大なるもの又は數量の纏つたものは貨物として貨物列車で運送せられる。従つて運送の時間は長いが、小荷物に

比し低い運賃で運搬される。貨物の種類によつて普通等級品及び特別等級品に大別し、更に前者を普通品と危険品に細別して一級から十級に分けてある。後者は主として食料品・原料品の如き低い料金で輸送の必要のあるもので十一級から二十級になつて居る。運賃率は一級最も高く級の數字増すに連れて低落するものであるが、貨物の等級の外に重量・距離・取扱方の差別運送便の種類等によつてそれ／＼異つてゐる。

等級の別は概して美術品・工藝品・輕量品を上級とし、市價の低い必需品を下級に入れてあるのであるが、注意すべきは同一の貨物でも扱方に依り所屬級が違ふ事である。例へば幻燈機は小口扱なら一級であるが貸切扱なら六級であり、大豆粕は小口扱では十三級であるが貸切扱では二十級である。

〔二〕 貨物の運送取扱法には小口扱・特別小口扱・應扱及び貸切扱の

別 貨物取扱の種

四種がある。

- (一) 小口扱 一車を満たすに足らぬ比較的小量の貨物の取扱法で運賃は貨物の等級に應じ十疋によつて計算せられる。
- (二) 特別小口扱 一個の長さ四米、重量百二十疋又は容積一立方米以内の貨物は特に許可なくとも託送が出来る。運賃は小口扱よりも高いが、速達し得る列車又は聯絡船で運送し、一定區域内は無料で集貨と配達をするから極めて便利である。
- (三) 廂扱 昭和五年四月から實行せられたもので運賃計算の單位を廂とし最低を二廂と定めてある。此の場合の貨物は凡て小口扱に比べて一級下のものとして運賃を計算するのであるから、少しく大口の貨物を出すときは善き方法である。
- (四) 貨切扱 一車以上を満たす大口の貨物を運送するとき、荷主が貨車を借切つて運送する方法である。運送の途中積換の必

普通便と急行便

貨物賃率表と特定運賃

- 要がなく荷造りが多少不完全でも被害は少いが、積込積卸の費用は荷主の負擔である。運賃は貨物の等級に應じ積載した貨車の小なる標記廂數に従つて計算せられる。貨物に依り減廂の規定があるから必ずしも標記廂數に對する運賃を要せぬ場合もある。何れにしても運賃は頗る低廉である。
- 〔三〕 貨物運送は又運送便の種類によつて普通便と急行便とに區別せられる。普通便は普通の貨物列車で運送するものであつて急行便とは指定のある貨物列車又は聯絡船によつて運送するものをいひ、運賃は普通便の二割増である。割増額には最低限度が定めてある。
- 〔四〕 貨物の運賃は貨物賃率表といふて、貨物の等級重量、料程、扱種別等に基づいた運賃表によつて容易に知ることが出来る。又或種の貨物に對しては色々の理由から特定運賃を定めてある。



運送取扱人に
依頼する場合

道の運輸係は同文の貨物通知書四通を作りその一通を荷送人に與へるが特に荷送人の要求があるときは貨物引換證を作つてこれを交付する。荷受人は荷送人よりこの貨物通知書又は貨物引換證の送付を受けて、到着驛より貨物到着の通知を待ち、この證書と引換へに貨物を受取る。運賃は多く元地拂であるが特に運賃着拂の取扱方もある、この場合には貨物引換證又は貨物通知書にその旨が記載してあるから、荷受人が貨物引取の際に運賃を支拂ふのである。(上巻第三十
九課参照)

小荷物の託送は極めて簡單で小包郵便の發送と同様に驛の小荷物係に口頭で申込み、運賃を支拂ふと小荷物切符をくれる。この切符は配達付の場合は不用であつて、只着驛で受取る場合には荷物はこれと引換に渡されるのである。

(二)運送取扱人に依頼する場合には、託送の手續はすべて同取扱

直接に託送する
場合と運送
取扱人に依
る場合との
比較

貨物通知書

人がするから荷送人の爲すべき仕事は、貨物を運送取扱人に引渡し貨物受取證又は貨物引換證を貰ふだけである。運送取扱人は取引関係のある着驛運送取扱人をして到着貨物を引取り、これを荷受人に配達せしめるのである。

(三) 一時に大量の貨物を輸送する場合には、直接鐵道業者に託する方が安くてよいが少量の貨物の場合には、運送取扱人に託する方が便利である。つまり運送取扱人は多數の荷送人から託された荷物を一纏めにして鐵道業者と契約するので運賃が安くなるから、荷送人は手数料を拂つてもなほ有利な場合があるからである。

[六] 貨物通知書は既に述べたやうに鐵道業者が貨物引渡用として發行するのであるから、荷送人からこの送付を受けた荷受人は、これによつてその正當な荷受人であることを示して荷物を受取るからである。

貨物引換證

ることが出来るが、これを賣買質入して、貨物を運送中に賣却するやうな時には使用に適しない。

[七] 貨物引換證は貨物通知書と同様、鐵道業者がその貨物の到着地で引換に貨物を引渡すべきことを約束する貨物運送契約書であるが、有價證券であるから賣買讓渡や質入することもできる。又荷爲替を取組むにも用ひられる。鐵道業者はこの證書の持参者に對してその貨物を引渡すのである。(貨物通知書、貨物引換證は上卷第三十九課にあり)

第十五課 海運業

海運と海運業

[一] 海運とは船舶を用ひて旅客又は貨物を運送することを云ひその營業を海運業といふ。運送の行はれる場所は海上のみでなく河川・運河等をも含むのである。海運業は鐵道業に比べると安

全迅速及び時間の正確といふ點では劣つてゐるが、敷地を買收したり、軌道を布設したり、橋を架する等の必要がなく、輸送力の大きい船舶を運轉し、旅客と貨物とを極めて安い運賃で輸送しえらる等の長所がある。

我が國の様には四面海に圍まれてゐる國では、外國貿易は勿論海外との交渉は平時にも戰時にも一切海運によるのであるから、海運業の盛衰は國運の發展に大關係があるといはねばならぬ。今や我が國も世界第三位の海運國となつて到る所に航路が開かれ、その運賃収入はいはゆる貿易外収入の主なるものになつてゐる。

[二] 商業上船舶といふのは商船の意味であつてその中には汽船と帆船とがある。端舟又は櫓權で運轉するやうな舟はこゝにいふ船舶には入らない。

船舶は(一)その造船材料の差によつて木船・鐵船・鋼船等に分たれ、

船舶とその種類

噸數の話

總噸數

登簿噸數

(二)その推進の方法によつて帆船・汽船等に區分され、(三)法制上の航路の種別から外國貿易船・沿海通航船の外遠洋航船・近海航船・平水航船とに分たれ、(四)運搬の目的物によつて貨物船・旅客船及び貨客混用船に分けられ、(五)その航海によつて定期船と不定期船とに分ける。

[三] 噸數といふのは船舶の大小又は積載量を示す標準であつて、これには左の種類がある。

(一)總噸數(登簿總噸數) 船體全部及び甲板上の諸室の總容積である。我國では百立方呎を單位とし、これを一噸と呼んで居る英國の制に倣ふたものである。商船の大きさは普通これによつて示される。

(二)登簿噸數(登簿純噸數) 總噸數から貨物・旅客の積込に充用せぬ場所、即ち乗組員常用室・機關室・帆室等の容積を差引いたもの

積載噸數

排水噸數

石數

吃水と速力

て税金賦課の標準となり、その測定の單位は(一)と同じである。

(三)積載噸數(積噸數運貨噸數) 貨物を積載し得る容積又は重量を表はしたもので、我國では容積は四十立方呎、重量は二千二百四十ポンドを單位とし、これを噸と名づけて居る。これ亦英國の制に模したものである。

(四)排水噸數 船體が水上に浮ぶ際に排除する水の重量を表はしたもので海水三十五立方呎を一噸として計算し、専ら軍艦の噸數を示すに用ひられる。

(五)石數 我が國では從來石數を用ひて船舶の大小又は積載量を表はしてゐたが、現今は大抵噸數で表はすやうになつた。ただ和船に限り尙石數を用ひてゐる。十立方尺を單位とし、これを一石としてゐる。

[四] 吃水とは船舶が水面以下に没せる深さを云ひ、貨物を載せた

程度によつて異なるものである。吃水は貨物を満載したときは深く、これを満載吃水といひ、空船の場合の吃水を輕吃水と稱へる。吃水の浅い船は動搖が激しく顛覆し易いから、海洋を航海する船舶は吃水を深くせねばならぬ。又吃水は水先案内料、曳船料等を計算する標準となるものである。船舶の速力を表はすには節を用ひてゐる。一節は二十八秒間に四十七呎二八を走る速さである。

第十六課 海運業の取引—其一 貨物運送

[一] 海運で貨物を託送するにも運送取扱人(回漕問屋)に依頼する方法と直接海運業者に託する方法とがある。前の場合には積込から陸揚げ配達まで一切の事を回漕問屋がするから極めて便利であつて、貨物の少ないときにはこの方法による方がよいが、多量

海運でも貨物託送の方法は二通りある

輸出貨物の積荷の手續

第十六課 海運業の取引 其一 貨物運送
 の貨物を託送するときには、直接海運業者に託する方が有利なこ



出積の粕豆るけ於に縣東安

ともある。その場合の手續き及び使用される書類は、上卷第三十九課に掲げた通りである。

〔二〕 外國向の輸出貨物の場合でも積荷主は荷印番號陸揚地等を記入して船積申込書を添へて運送を海運業者に依頼する。海運業者はその申込を受理して船積指圖書を發行するから、荷主は自ら積荷を本船に送つて積込み、異状がなければ荷物受取證を貰ふ。但し荷物受取證

は流通性を有する證券ではないから、荷主は時に流通性のある證

日東商船株式會社荷物受取證

印紙		第八次富强丸仕向		貳番		輸出地 尾上組同漕店	
記號	荷造	種類	個數	重量又ハ容積	運送賃ノ割合		
⑤	叭造	粕	貳千俵	四六、〇〇貫	百石(四千貫)ニ付 六拾五圓ノ割		
輸出地	函館	荷送人	里見實之助	價格	金壹萬六千圓也		
前拂運送賃金		向拂運送賃金	金七百四拾七圓五拾錢	立替金			
<p>摘要</p> <p>右荷物運送方御委託ニ付正ニ受取候也就テハ裏書ニ掲クル條件ヲ以テ運送シ横濱到着ノ上ハ此證書引換ニ當社所定ノ荷扱所ニ於テ品川藤一殿又ハ持參人へ御渡可申上候也 (注意) 此荷物受取證ヲ發行シタル荷物ニ對シテハ船荷證券ハ發行不致候事</p>							
昭和五年貳月九日		社印		日東商船株式會社函館支店		野 靜	
		支配人		海			

第一條 運送貨ハ特約アル場合ヲ除ク外荷受ノ當時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之レヲ定ム但當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ引
第二條 運送貨ハ如何ナル場合ニ於テモ既ニ受取リタル運送貨ヲ返還スルコトナシ
第三條 當會社ハ左ノ事由ニ因リテ生シタル運送貨ノ滅失毀損又ハ延著ニ付キ損害ヲ賠償セズ
一 地震。海嘯。暴風雨。雪。霧。雷。流氷。水結。水災。投荷。爆發。水陸ニ於ケル火災。水陸ニ於ケル強盜。窃盜。船客又ハ船員ノ暴動。惡謀。
二 政府。裁判所又ハ公衆ノ拘束。抑留。戰爭。拿捕。封鎖。領港。公用徵收。政府ノ郵便物運搬又ハ特種勤務。其他一切ノ天災不可
三 船員。水先案内者。陸員其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其同盟罷業
四 船體。機關又ハ屬具ニ潜ニセル瑕疵
五 當會社ハ左ノ損害ニ付キ賠償ノ責任ニ任セズ
一 鼠害。鼠害及ヒ炭末。爲メノ汚損
二 硝子。陶磁器。鑄物類。鐵器類ノ裸荷ノ如キ毀損シ易キ物ニ生シタル損害
三 自然ノ耗損。汗濡其他運送ノ性質ニ因リテ生シタル損害
四 荷造不完全。其他荷送人ノ過失ニ因リテ生シタル損害
五 包裝シタル運送貨ノ種類。品質。形狀。數量又ハ價格ニ付テハ當會社ハ其責任ニ任セズ
六 危險物。腐敗シ易キ物。其他船艙又ハ他ノ運送品ニ損害ヲ生スル虞アル物ハ其種類及ヒ性質ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナ
七 前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ其種類及ヒ價格ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナ
八 前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ其種類及ヒ價格ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナ
九 前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ其種類及ヒ價格ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナ

第一條 運送貨ハ特約アル場合ヲ除ク外荷受ノ當時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之レヲ定ム但當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ引
第二條 運送貨ハ如何ナル場合ニ於テモ既ニ受取リタル運送貨ヲ返還スルコトナシ
第三條 當會社ハ左ノ事由ニ因リテ生シタル運送貨ノ滅失毀損又ハ延著ニ付キ損害ヲ賠償セズ
一 地震。海嘯。暴風雨。雪。霧。雷。流氷。水結。水災。投荷。爆發。水陸ニ於ケル火災。水陸ニ於ケル強盜。窃盜。船客又ハ船員ノ暴動。惡謀。
二 政府。裁判所又ハ公衆ノ拘束。抑留。戰爭。拿捕。封鎖。領港。公用徵收。政府ノ郵便物運搬又ハ特種勤務。其他一切ノ天災不可
三 船員。水先案内者。陸員其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其同盟罷業
四 船體。機關又ハ屬具ニ潜ニセル瑕疵
五 當會社ハ左ノ損害ニ付キ賠償ノ責任ニ任セズ
一 鼠害。鼠害及ヒ炭末。爲メノ汚損
二 硝子。陶磁器。鑄物類。鐵器類ノ裸荷ノ如キ毀損シ易キ物ニ生シタル損害
三 自然ノ耗損。汗濡其他運送ノ性質ニ因リテ生シタル損害
四 荷造不完全。其他荷送人ノ過失ニ因リテ生シタル損害
五 包裝シタル運送貨ノ種類。品質。形狀。數量又ハ價格ニ付テハ當會社ハ其責任ニ任セズ
六 危險物。腐敗シ易キ物。其他船艙又ハ他ノ運送品ニ損害ヲ生スル虞アル物ハ其種類及ヒ性質ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナ
七 前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ其種類及ヒ價格ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナ
八 前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ其種類及ヒ價格ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナ
九 前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ其種類及ヒ價格ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナ

第 貳

印 紙 入

日本國 汽船 富強丸第八次 函館 橫濱 船長 六井昇
尾上組 回漕店

第四條 荷造不完全其運送ノ種類。品質。形狀。數量又ハ價格ニ付
第五條 當會社ハ如何ナル事由ニ由リテ生シタル損害ノ請求ニ應ジ
第六條 危險物。腐敗シ易キ物。其他船艙又ハ他ノ運送品ニ
第七條 前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ其種類及ヒ價格ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナ
第八條 前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ其種類及ヒ價格ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナ
第九條 前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ其種類及ヒ價格ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナ

昭和五年貳月九日當會社ニ於テ本體券二通
ヲ作成ス其一通ニ對シテ運送品ノ引渡ヲ爲
シタル時ハ他ノ各通ハ効力ヲ失フニシ

社 日東汽船株式會社
富強丸船長 大 井 昇

運賃はかうして計算される

目取

才取

券を要求することがある。これは船荷證券である。外國行の貨物にあつては數通の船荷證券が発行せられる。積荷主は船積の申込に先立つて輸出申告書を作成して税關に申告する事を要する。税關では吏員が之を檢査して正當と認めれば輸出免狀を交付して呉れるのである。(第三十七條の七參照)

〔三〕 運賃の計算は貨物の種類・性質・荷造等によつて異り、次の五種の中どれかゝ適用される。

(一) 目取 貨物の重量によつて計算する方法で、英噸即ち二千二百四十英斤に對し、若干と稱するのが普通であるが、その他二千英斤を一噸とし、又一擔ピクを標準とすることもある。

(二) 才取 貨物の容積によつて計算する方法で、その單位は四立方呎である。麥藁帽子・花筵の如く容積に比して目方の少ない貨物の運賃はこの方法で計算する。

個數取

原價取

石數取

運賃の支拂時期

備船契約とは
こんなもの

第十六課 海運業の取引―其一 貨物運送

又

- (三) 個數取 貨物の個數によつて計算する方法。 函入の石油の如く荷造の一定した貨物はこれによつてゐる。
 - (四) 原價取 貨物の原價によつて計算する方法。 金銀貨幣有價證券、籠甲等の如き貴重品はこれによつてゐる。
 - (五) 石數取 石數によつて計算する方法。 我が國の舊慣の踏襲である。 北海道のノ粕筵包の鮭、鱈、昆布等は四十貫を一石とし、百石即ち四千貫を以て單位とし、バラ鮭、鱈等は六千尾を百石とし、米穀類は枳目の百石を各單位とする等はこの例である。
- 運賃の支拂には二つの方法がある。 現拂又は元地拂といふのは前拂であつて船積の際に荷送人が支拂ふものであり、これに反して荷受人が貨物引換へに支拂ふのを向拂といつてゐる。 普通には前拂が行はれてゐる。

[四]

雜穀、粗糖、石炭の様に大きな容積を占める積荷や、棉花、茶の如

船船賃借契約

荷物受取證

く一定の出廻り季のある荷物を運送するものは、不定期船を傭入れ、その船腹を使用すると安く目的を達することが出来る。 この契約を備船契約といひ、船腹の使用を傭船者といふ。 この場合運送は船主が引受けるのである。 傭船契約は使用される船腹が全部なるか、一部なるかによつて、全部傭船と一部傭船とに分けられ、一定の期間を限つて行はれるか、一定の航路を限つて行はれるかによつて定期傭船と定航傭船とに分れる。

傭船契約に似たものに船舶賃借契約がある。 これは船主が船舶一切をあげて賃借人に貸與するもので賃借人は自分で船員を使用し船舶を運轉し貨物を輸送するのである。

[五] 荷物受取證とは海運業者が託送せられた貨物を運送して、陸揚港に於てこの證書と引換へにその貨物を引渡すことを約束する證書である。 裏書によつて賣買讓渡又は質入をすることは

船荷證券とは何か

きない。

[六] 船荷證券は海運業者の發行するもので、託送された貨物を指定の陸揚港に運送してこの證書と引換へに引渡すことを約束する貨物代表證券である。従つて裏書によつて自由に轉帳流通せしめることができるから、荷爲替を取組んだり、運送中の貨物を賣買譲渡又は質入する等の用にも供せられる。

貨物を遠方に送る時には、同一の貨物に對して通常數通の船荷證券を發行する。この場合には、荷受人がその中の一通を以て貨物を受取つたときには、他は當然に無効となる。

[七] 普通の船荷證券の外に次のやうな特殊な船荷證券がある。
(一) 積荷がその目的地に配達せられるには數人の運送業者の手を経ねばならぬとき、運送業者が代る度毎に新に運送契約をするのは煩雜だから、運送業者は豫め他の運送業者と特約してお

特殊の船荷證券
通し船荷證券

赤船荷證券

いて、こんな場合には最初貨物を受取る運送業者が他の汽船や汽車にも通用する運送證券を發行する。これが通し船荷證券と言はれるものであつて、例へば我が國から米國內地又は歐洲大陸へ貨物を積送する場合には、これを使つてゐる。
(二) 赤船荷證券とは海運業者が海上保険者と特約して發行するもので、運送契約書と海上保険證券とを兼ね、その積荷が被害したときは、荷主は海運業者から損害の填補を受けることができ、支那朝鮮方面の航路に於て小口の積荷に多く利用せられてゐる。

第十七課 海運業の取引—其二 旅客運送

旅客運送と貨物運送との差違

[一] 旅客輸送も亦海運業者の重要な業務である。貨物には出廻りの季節があり、運送の方向もそれぞれ略一定して居るので、或季

切符と等級

旅客の注意すべき事柄

節には荷物が多いが、他の季節には不足する事もあり、往航には積み切れぬ程積荷があつても、復航には半分の荷物もない様な事があつて營業上不利であるが、旅客にはかゝる傾向は少いのであるから海運業者に有利である。但し貨物輸送と異り保健衛生上の設備は勿論、長途の旅客に不快無聊の感なからしめるために、大なる設備を必要とする點に於て經費も多く要せられるのである。

[二] 切符には普通切符、往復切符、海陸通し切符及び世界周遊切符等の種類がある。又記名式の切符と、無記名式の切符とがあつて記名式のものとは譲渡する事が出来ない。料金は何れも前拂で、一旦發賣した以上は、無断で乗船しなかつた場合には賃金の拂戻を行ふことはない。等級は通例三等に分れ、何れも食事附を常とする。

[三] 短距離の航路は別とし、少しく長い航海にあつては、切符は凡

て記名式で船名、乗船地、下船地、等級、寢室、番號等が通常記入してある。多數乗客の込み合ふ航路の船に乗る爲には、豫め各船會社に就いて船舶出帆日を聞き合はせ、十數日又は數十日前に乗船の申込をなし、寢室の約束をせねばならぬ。この注意が缺けると満員のため断はられる事もあり、或は不便な寢室又は自分の希望せぬ等級を忍ばねばならぬやうなことが生ずるのである。無賃輸送の手荷物は、各船會社で限度の定め方を一樣にしない。長い航海をする場合には手荷物の中船室へ持込むものと船艙へ入れて差支ないものとを區別して船に積入れねばならない。

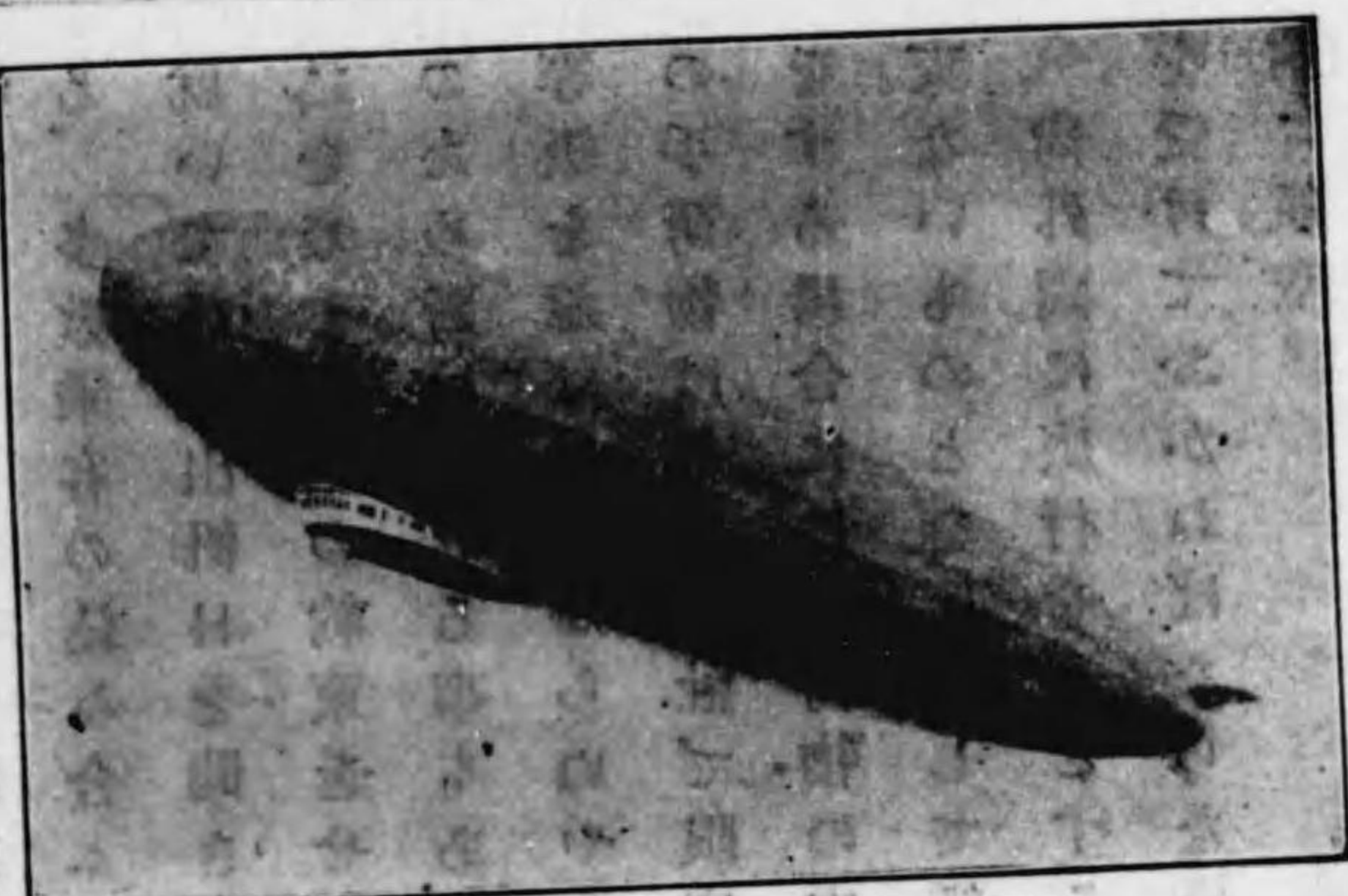
尙外國に旅行せんとする者は政府に請求して旅行免狀の交付を受けておかねばならない。

(附) 航空

交通機關の速度に對する要求は遂に航空機を生み、更にその改

文明は終に空中を征服するに至つた

良發達を促してやまない。航空交通即ち空運は速度の點に於て



昭和四年八月朝のツベツリ伯號

は、陸運・海運よりも遙かに大なる威力を發揮してゐる。歐米諸國では何れもこの新興機關に多大の力を注ぎ、幾多の定期航空路を設定して盛に郵便物・旅客・貨物等の輸送を行つてゐる。航空機は最早や單なる國防政策の域を脱して、通信運輸その他一般の實用に供せられるやうになりつゝある。我が國でも東京・大阪・福岡・東京・新潟間等に定期航空路の開設を見、郵便物や旅客の

輸送が行はれるやうになつた。

て保險はかうして生れたもの

第十八課 保險業

[一] 人間は何時病氣にかゝつて生命を失ひ、火災・海難等のために財産を奪はれ、又結婚・長生等のために財産の入用が生ずるかも知れない。もしこのやうな入用が起つた場合に適當に救済する方法がなかつたならば、我々は安心して生活を営み、事業をやつて行くことができない。併し、かうした事故は一つ一つについて見れば偶然ではあるが、全體から見れば略推知せられるから、豫め多數の人が協同して一定の金額を出し合つておいて、事故のために入用を生じた人にそれを分けるとすれば、その人は經濟的に見れば始めから事故に遭はなかつたと同じ結果になつて、何の打撃をも受けずに済む。保險はこの理から生れたもので、多數の人が一定の金額を支出して少數の人の不時の入用を充たす善後策である。

保険は益にも
なるが害にも
なる

だから保険は人類の共存共榮の目的を達する上に極めて必要であり、又有効なものである。

[二] 次に保険が直接間接に社會に及ぼす效益の主なるものを擧げて見やう。

(一) 保険は善後策であるから、直接これから利益を受けることはないが、不慮の事故が起つたときには、その財産上の入用はすぐ充たされるから我々は保険に入つておけば安心して生活を営み、事業を勵むことができる。

(二) 保険は間接に事故の發生を少なからしめ、犯罪を減じ、加入者の信用を増し、又金融を圓滑にする等の利益がある。けれどもこれを濫用すれば却つて事故の發生が多くなつて、犯罪を増す等の弊害があるものである。

[三] 保険事業を確實に營むには、起るべき危険に對して正確な豫

保険業

保険業の監督

保険の組織及び種類

相互保険

定をすることが大切であるが、これは大經營でなければできぬし又一朝事の有るときには、保険者は被保険者に間違なく支拂ができると云ふ大きな信用がなければならぬ。このやうな理由から國家が一部の保険を行ふこともあるが大抵は民營である。但しその場合は株式會社又は相互組織のものに限つて保険業を營むことを許してゐる。尙保險業者は資本金、事業の方法、資金の運用各種準備金の積立て、業務の報告等について嚴重な監督を受ける外、他の事業を營むことを禁止されてゐる。

[四] 保険は經營の組織によつて相互保険、營利保険、混合保険に分けることができる。

相互保険は保険を契約しやうとする人々が集つて社員となり、保険を營む團體を作るものであつて、社員が支拂つた保険料の總額から必要な準備金を積み立て、保険金、營業費その他必要の支拂

營利保險

をした後剩餘金を生じたときは、これは早晚社員に分配される。これに反して營利保險は株主が集つて作る株式組織のもので多數の保險契約希望者を相手とし、これ等の人々から報酬を受けて企業として保險を営むもので、その剩餘金は株主に利益として配當される。併し一部の株式組織の保險會社は相互組織のやうに利益金の一部を利益配當と稱して加入者に分配するものもある。これは混合保險といはれる。

混合保險
保險用語の説

〔五〕 保險契約には數多特有の用語がある。

- (一) 保險者 保險業を営むもので保險料を徴收し事故が起つたときに保險金額を支拂ふ責を負ふ保險會社がこれに相當する。
- (二) 被保險者 損害保險にあつては事故の生じたとき保險者から保險金額を受取るものを言ひ、生命保險の場合には保險に附せられてゐる人を言ふ。

(三) 保險契約者 保險者と保險契約を取結び保險料を保險者に支拂ふ者である。

(四) 保險金受取人 事故が起つた際に保險者から保險金額を受取るべき者を言ふ。

以上四者の中保險者は常に別人であるが、他の三者は別人なることもあり同一人なることもある。

(五) 保險料 保險契約者から保險者に對して支拂ふ報酬である。

(六) 保險價額 被保險物の有する價額をいふ。従つて人の生命には價額を定めることが不可能だから、生命保險には保險價額は問題にならない。

(七) 保險金額 事故が生じたとき保險者から支拂はれる最高の金額で豫め契約によつて定められる。但し保險金額は保險價額を超過することは許されない。

- (八) 超過保險 保険金額が保険價額を超過した保険を言ひ、その超過した部分については保険契約は無効である。生命保険には保険價額が存しないから超過保険はない。
- (九) 共同保険 同一の被保険物、又は同一の被保険者に對して二人以上の保険者が保険することをいふのである。損害保険と呼ぶるゝ種類にあつては保険金額の合計が保険價額を超えないことを要する。
- (一〇) 重複保険 右にのべた損害保険の共同保険の場合に、各保険者の引受けた保険金額の合計が保険價額を超過し、超過保険となつたときにはこれを重複保険といふ。超過した部分は勿論無効である。
- (一一) 再保険 保険者が自己の引受けた保険契約から生ずべき責任の一部又は全部を、他の保険者に轉嫁するために取結ぶ保険

生命保険と生命保険業

生命保険には
こんな種類が
ある
死亡保険

契約である。

(三) 保険証券 保険契約の内容を記載した證券で、保険者がこれを發行して被保険者に交付するものである。

第十九課 生命保険

- [一] 生命保険といふのは、被保険者の死んだ場合又は約束の年齢まで生存した場合に、約定の保険金額を支拂ふ保険である。我々は生命保険によつて老後の計を爲し、遺族の生活を保護し、又子弟のために教育、結婚等の資金を得る約束をすることができる。
- [二] 生命保険は次の二種に分けることが出来る。
- (一) 死亡保険は被保険者の死亡の際に保険金を交付するものである。我が國で廣く行はれてゐる所謂養老保険は死亡保険の一種で、一定期間に死亡したときは勿論、契約満了の時まで生存

生存保険

第十九課 生命保険

三

した場合でも保険金と同一金額を交付するものである。

(二) 生存保険は或期間生存すれば保険金を支拂ふことを約するものである。但し我が國では一定の年齢に達せず死亡した場合には、拂込んだ保険料の全部又は一部の拂戻をするものが多いやうである。教育資金保険、結婚資金保険等がこの種類に屬する。徴兵保険も生存保険の一種で、被保険人が生存し且つ兵士として召集されるときに保険金を支拂ふものである。

(三) 生命保険契約の手續は、生命保険申込書に必要な事項を記載して保険者に差出すと、保険者は死亡保険、養老保険にあつては醫師をして被保険者の身體を診査させる。その結果保険者の承諾を得れば第一回の保険料を支拂ひ、生命保険證券の交付を受けるのである。

生命保険料

生命保険契約の結び方

(四) 生命保険料は保険契約の種類、保険金額の大小、期間の長短被

保険金はどうかして請求するか

保険者の年齢等によつて異なるが、何れも長い間の經驗統計等によつて最も正確に近く算出せられたものである。普通保険金千圓につき一ヶ年何程と定め、一ヶ年づゝ前拂するが、拂込の便宜上六ヶ月拂、三ヶ月拂等とすることもある。

(五) 生命保険にあつて保険金を請求する手續は、契約の定めた保険事故則ち死亡、生存又は入營等の事實の生じた事を、保険約款の定めに従つて證明して保険金の請求をするのである。期限もそれぞれ定められて居るから指定の時日内に爲さねばならぬ。保険會社では事實を調査して支拂ふべきものと認めれば、普通請求書の提出後三十日以内に保険證券と引換へに支拂ふのである。

(六) 簡易生命保険は収入少き人のために、政府が全國の郵便局をして取扱はしめてゐる小額の生命保険である。保険金額は二十圓以上四百五十圓以下で、その保険料は十錢からである。加入者

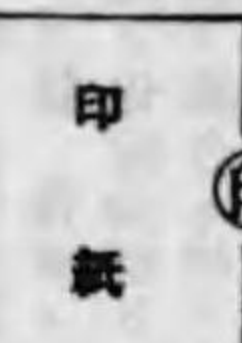
簡易生命保険

の自宅でも或は勤務先へでも郵便局から毎月集金に來て呉れる。被保険者の年齢は満十二歳以上六十歳以下と定められ、保険に入する際に凡て醫師の診査を行はない事になつてゐる。政府は簡易保険加入者の爲に、全國樞要都市に健康相談所を設け、無料で診察や巡回看護をしたり、健康上の相談に應じてゐる。簡易保険には終身保険、養老保険及び小兒保険の三種がある。

小兒保険

[七] 小兒が成人した場合に獨立の生業を営み、或は結婚して新しい家庭を持つ爲め必要な資金を得せしめ、萬一の不幸の場合には相當の保険金が支拂はれて、保護者の家計上の負擔を緩和せしむるものは小兒保険である。十五年満期と二十年満期の二種類があり、被保険者となる小兒の年齢は満三歳から十二歳まで、醫師の診察の必要もなく簡単に加入が出来る。契約者は被保険小兒の實父母、養父母、實祖父母、實兄姉に限られ、又保険金受取人は被保険

第七〇八八五號



火災保險證券

期間ノ火災保險料トシテ金壹百拾圓ヲ當會社ニ拂込ミタルヲ以テ當會社ハ此證券裏面ニ記載ノ約款ニ據リ右保險ノ目的ノ火災ヲ保險スルモノ也

東京市神田區須田町二十五番地ニ於テ

昭和五年

九月六日



日東火災保險株式會社

取締役社長 家尾守

〔七〕小兒が成人した場合に「獨立の生業を営み、或は結婚して新しい家庭を持つ爲め必要な資金を得せしめ、萬一の不幸の場合には相當の保險金が支拂はれて、保護者の家計上の負擔を緩和せしむるものは小兒保險である。十五年満期と二十年満期の二種類があり、被保險者となる小兒の年齢は満三歳から十二歳まで、醫師の診察の必要もなく簡単に加入が出来る。契約者は被保險小兒の實父母、養父母、實祖父母、實兄姉に限られ、又保險金受取人は被保險

第七〇八八五號



火災保險證券

保險契約者 品川 藤 一 殿

一 保 險 價 額 金貳萬圓也

一 保 險 金 額 金貳萬圓也

一 保 險 料 金百拾圓也

一 保 險 期 間 自昭和五年九月六日午後貳時 至昭和六年九月六日午後四時

一 保 險ノ目的ノ所在 東京市本郷區森川町壹番地

一 保 險ノ目的

一 木造瓦葺二階建住宅壹棟

建坪六拾參坪貳階坪拾壹坪 保險金額金壹萬八千圓也

一同上内收容家具什器衣類寢具一式 保險金額金貳千圓也

右保險ノ目的ノ所有者東京市神田區小川町壹番地品川藤一殿昭和五年九月六日當會社ト火災保險ノ契約ヲ締ヒ前記ノ保險金額金貳萬圓ニ對シ昭和五年九月六日ヨリ昭和六年九月六日ニ至ル期間ノ火災保險料トシテ金壹百拾圓ヲ當會社ニ拂込ミタルヲ以テ當會社ハ此證券裏面ニ記載ノ約款ニ據リ右保險ノ目的ノ火災ヲ保險スルモノ也

東京市神田區須田町二十五番地ニ於テ

昭和五年

九月六日



日東火災保險株式會社

取締役社長 家 尾 守

火災保險約款

- 第一條 當會社ハ此約款ニ從ヒ火災ノ爲メニ保險ノ目的ニ生シタル損害ヲ填補スルモノトス
- 第二條 當會社ノ保險契約ノ責任ハ保險料ヲ領收シタル時ニ始マリ保險契約期間ノ最終日ノ午後四時ヲ以テ終ルモノトス
- 第三條 建物ノ保險ニ於テハ門、圍障、牆壁、物置、納屋其他ノ附屬建物ハ特ニ保險證券ニ明記シタル場合ニアラサレハ保險ノ目的ニ包含セサルモノトス
- 第四條 貨幣、印紙、貴金屬、寶玉、證書、有價證券、書畫、稿本、彫刻物、古器物其他普通價格ヲ有セサルモノハ特ニ保險證券ニ明記シテ保險ヲ爲シタル場合ニアラサレハ保險ノ目的ニ包含セサルモノトス
- 第五條 左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無効トス
保險契約者カ保險申込ノ當時保險契約ニ重要ナル事項ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキ
保險申込ノ當時同一ノ目的ニ付キ保險契約者又ハ其他ノ者トシテ保險者トノ間ニ締結シタル保險契約カ存在スル場合ニ其旨ヲ保險申込書ニ明記シテ當會社ニ申出テサルトキ
他人ノ爲メニ保險契約ヲ締結スル者カ其旨ヲ保險申込書ニ明記シテ當會社ニ申出テサルトキ
保險契約者又ハ被保險者カ知ルト否トヲ問ハス保險契約ノ當時保險ノ目的既ニ罹リ居リタルトキ又ハ火災ニ罹ルヘキ原因既ニ發生シ居リタルトキ
- 第六條 保險金額カ保險ノ目的ノ價額ニ超過シタルトキハ其超過シタル部分ニ付テハ保險契約ハ無効トス
- 第七條 保險契約者又ハ被保險者ニ於テ當會社ノ保險シタル目的ニ付キ重ネテ他ノ保險者ト保險契約ヲ締結セントスルトキハ豫メ當會社ニ申出テ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クヘシ
- 第八條 保險契約者又ハ被保險者ト重ネテ保險契約ヲ締結シタル事實ヲ知リタルトキモ亦遲滞ナク前項ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第九條 第三者カ同一ノ目的ニ付キ他ノ保險者ト重ネテ保險契約ヲ締結シタル事由ニ依ルト雖モ著シク火災危險ノ度カ増加シ又ハ變更シタルトキハ遲滞ナク當會社ニ申出テ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クヘシ
- 第十條 保險契約者又ハ被保險者カ其旨ヲ告ケタルトキモ亦遲滞ナク前項ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十一條 第七條乃至第九條ニ依リ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ請求スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス
- 第十二條 第七條乃至第九條ニ依リ理由ナクシテ拒絶シタルトキハ當會社ハ保險契約ノ解除ヲ申込ムコトヲ得
- 第十三條 第七條乃至第九條ノ承認ノ裏書ヲ請求シタルトキ又ハ第十條ノ検査ヲ實施シタルトキ當會社ニ於テ危險ニ増加、變更アリト認メタル場合ニ保險契約ヲ解除シ又ハ保險料ヲ増加スルコトアルヘシ
- 第十四條 保險契約ノ解除ハ將來ニ向テノ其効力アルモノトス
- 第十五條 保險ノ目的火災ニ罹リタルトキハ保險契約者又ハ被保險者ヨリ遲滞ナク書面ヲ以テ之ヲ當會社ニ通知シ十五日以内ニ火災ノ狀況圖書及ヒ損害見積書ヲ作り一名以上ノ保證人ト連署捺印シテ之ヲ當會社ニ差出スヘシ當會社ヨリ説明證明等ヲ請求シタル事項ニ付テハ遲滞ナク正實ニ其説明證明ヲ爲スヘシ
- 第十六條 保險ノ目的火災ノ爲メニ損害ヲ生シタルトキハ當會社之ヲ調査シ必要アルトキハ一時其目的ヲ保管シ又ハ他ニ移轉スルコトアルヘシ
- 第十七條 損害ハ保險契約者又ハ被保險者ヨリ第十二條ノ手續ヲ爲シタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ填補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ期間内ニ必要ナル取調ヲ終了スルコト能ハサルトキ又ハ修繕、再築ヲ以テ損害ヲ填補スル場合ハ此限ニアラス
- 第十八條 損害ハ通常通貨ヲ以テ填補スルモノトス但當會社ノ都合ニヨリ現品ノ交付又ハ修繕、再築等ノ方法ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ
- 第十九條 左ニ掲クル損害ハ當會社填補ノ責ニ任セス
一 保險契約者又ハ被保險者ノ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ生シタル損害
一 火災ノ際保險ノ目的紛失シ又ハ竊取セラレタルヨリ生シタル損害
一 火災ノ目的ノ性質、環斑又ハ自然ノ消耗ニヨリ生シタル損害
一 戦争、暴動其他ノ事變ノ爲メニ生シタル火災及ヒ其延焼其他ノ損害
一 原因ノ直接ト間接トヲ問ハズ地震又ハ噴火ノ爲メニ生シタル火災及ヒ其延焼其他ノ損害
一 原因ノ直接ト間接トヲ問ハズ其目的ニ附屬スル汽罐、汽機其他機關ノ破裂又ハ火藥ノ爆發ノ爲メニ生シタル火災其他ノ損害
一 保險契約者又ハ被保險者カ法律命令ニ違反シタルニ因リ生シタル損害
- 第二十條 動産保險ノ場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ帳簿其他正確ナル方法ヲ以テ損害額ヲ證明スルコト能ハサルトキハ其不明瞭ナル部分ニ付テハ當會社ハ損害填補ノ責ニ任セス
- 第二十一條 保險ノ目的火災ニ罹リタル時ニ於ケル其目的ノ價格カ保險金額ヨリ多キトキハ當會社ハ目的ノ價額ト保險金額トノ割合ニヨリ損害ヲ填補スルモノトス
- 第二十二條 保險ノ目的二個以上アルトキハ各個單獨ノ前項ノ割合ニ依ルモノトス
保險ノ目的ノ價額カ保險金額ヨリ寡キトキハ其價額ヲ限リ損害ヲ填補スルモノトス
保險契約者又ハ被保險者カ損害ノ防止ニ要シタル費用ハ特約アルニアラサレハ當會社之ヲ負擔セス
- 第二十三條 保險ノ目的火災ニ罹リタル時其目的ニ付キ當會社ト同時ニ又ハ時ヲ異ニシテ締結シタル他ノ保險契約存在スル場合ニハ當會社ハ各保險者ノ保險金額ノ割合ニ依テ其損害ヲ填補スルモノトス
- 第二十四條 保險契約ノ無効、失効又ハ解除ノ場合ニ於テハ既ニ受取リタル保險料ハ返還セサルモノトス但當會社ノ責ニ歸スヘキ事由ニ出テタルトキハ無効ノ場合ハ全額、失効解除ノ場合ハ其翌日ヨリ日割ヲ以テ計算シタル保險料ヲ返還スヘシ
- 第二十五條 保險ノ目的ノ價額又ハ損害ニ付キ當會社ト保險契約者若クハ被保險者トノ間ニ異議ヲ生シタルトキハ雙方ヨリ一名ツツ評價人ヲ選任シ之ヲ評價セシムルモノトス
前項ノ判断ニ對シテハ異議ヲ主張スルコトヲ得サルモノトス
- 第二十六條 第一項ノ評價判断ニ要スル費用ハ雙方半額ツツ之ヲ負擔スルモノトス
- 第二十七條 保險ノ目的ノ一部ニ付キ損害ヲ生シタル場合ニ於テ其損害ヲ填補シタルトキハ保險金額ヨリ之ヲ控除シ其殘額ヲ以テ殘餘ノ契約期間ノ保險金額トス
- 第二十八條 前項ノ場合ニ於テ其殘額カ保險金額ノ五分ノ一未滿ナルトキハ全部ノ損害ト看做シ保險契約ハ終了スルモノトス
- 第二十九條 保險契約者及ヒ被保險者ハ當會社ノ利益分配ニ與ル權利ナキモノトス
- 第三十條 保險契約ハ期間満了ノ時之ヲ繼續スルコトヲ得此場合ニハ保險料ノ領收證ヲ以テ保險契約ノ繼續ヲ證スルモノトス

郵便年金とは
こんなもの

者が満十二歳に達する迄は契約者に限られ、保険料は月五十錢一圓等で毎月郵便局から集金に来る。

[八] 郵便局ではこの他に尙郵便年金を扱つて居る。加入者は一定の期間積金を掛け続けるか、又は一時に掛金を拂込むかしておけば一定年齢に達してから死亡に至るまで、毎年一定額の年金の支拂を受けるのである。活動時代の収入の一部を割いて老後の

一 保險契約者又ハ被保險者ノ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ生シタル損害
 一 火災ノ際保險ノ目的紛失シ又ハ竊取セラレタルヨリ生シタル損害
 一 保險ノ目的ノ性質、瑕疵又ハ自然ノ消耗ニヨリ生シタル損害
 一 戦争、暴動其他ノ事變ノ爲メニ生シタル火災及ヒ其延焼其他ノ損害
 一 原因ノ直接ト間接トヲ問ハズ地震又ハ噴火ノ爲メニ生シタル火災及ヒ其延焼其他ノ損害
 一 保險ノ目的中ニ存在シ又ハ其目的ニ附屬スル汽罐、汽機其他機關ノ破裂又ハ火薬ノ爆發ノ爲メニ生シタル火災其他ノ損害
 一 保險契約者又ハ被保險者カ法律命令ニ違反シタルニ因リ生シタル損害
 第十七條 動産保險ノ場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ帳簿其他正確ナル方法ヲ以テ損害額ヲ證明スルコト能ハサルトキハ其不明瞭ナル部分ニ付テハ當會社ハ損害填補ノ責ニ任セス
 第十八條 保險ノ目的カ火災ニ罹リタル時ニ於ケル其目的ノ價格カ保險金額ヨリ多キトキハ當會社ハ目的ノ價額ト保險金額トノ割合ニヨリ損害ヲ填補スルモノトス
 保險ノ目的二個以上アルトキハ各個單獨ニ前項ノ割合ニ依ルモノトス
 保險ノ目的ノ價額カ保險金額ヨリ寡キトキハ其價額ヲ限リ損害ヲ填補スルモノトス
 保險契約者又ハ被保險者カ損害ノ防止ニ要シタル費用ハ特約アルニアラサレハ當會社之ヲ負擔セス
 第十九條 保險ノ目的カ火災ニ罹リタル時其目的ニ付キ當會社ト同時ニ又ハ時ヲ異ニシテ締結シタル他ノ保險契約存在スル場合ニハ當會社ハ各保險者ノ保險金額ノ割合ニ依テ其損害ヲ填補スルモノトス
 第二十條 保險契約ノ無効、失効又ハ解除ノ場合ニ於テハ既ニ受取リタル保險料ハ返還セサルモノトス但當會社ノ責ニ歸スヘキ事由ニ出テタルトキハ無効ノ場合ハ全額、失効解除ノ場合ハ其翌日ヨリ日割ヲ以テ計算シタル保險料ヲ返還スヘシ
 第二十一條 保險ノ目的ノ價額又ハ損害ニ付キ當會社ト保險契約者若クハ被保險者トノ間ニ異議ヲ生シタルトキハ雙方ヨリ一名ツツ評價人ヲ選任シ之ヲ評價セシムルモノトス評價人ノ意見一致セサルトキハ評價人合意ノ上一名ノ仲裁人ヲ選任シ之ヲ判斷セシムルモノトス
 前項ノ判斷ニ對シテハ異議ヲ主張スルコトヲ得サルモノトス
 第二十二條 第一項ノ評價判斷ニ要スル費用ハ雙方半額ツツ之ヲ負擔スルモノトス
 第二十三條 前項ノ場合ニ於テ其殘額カ保險金額ノ五分ノ一未滿ナルトキハ全部ノ損害ト看做シ保險契約ハ終了スルモノトス
 第二十四條 保險契約ハ期間満了ノ時之ヲ繼續スルコトヲ得此場合ニハ保險料ノ領收證ヲ以テ保險契約ノ繼續ヲ證スルモノトス

郵便年金とは
 こんなもの

者が満十二歳に達する迄は契約者に限られ、保険料は月五十錢、一圓等で毎月郵便局から集金に來る。
 [八] 郵便局ではこの他に尙郵便年金を扱つて居る。加入者は一定の期間積金を掛け續けるか、又は一時に掛金を拂込むかしておけば一定年齢に達してから死亡に至るまで、毎年一定額の年金の支拂を受けるのである。活動時代の収入の一部を割いて老後の生活に備へ餘生を安樂に送るには最も便利な制度である。

第二十課 火災保險

[一] 火災保險とは住宅、店舗、倉庫、工場等の建物や、家具、家財、商品、原料品、機械等の物品が火災のために受けた損害を填補する保險である。近來森林の山火事も保險されて居る。消防又は避難に必要な處分から生じた損害も填補を受けることができる。火災は

火災保險の意義と必要

商業道德の例
十三

火災保險にも
種々の約束が
ある

火災保險料は
かうして定め
る

一朝にして巨額の財貨を焼失し、罹災者自身の不幸は勿論、その結果は取引先にも迷惑を與へることにもなるから、何人も甘んじて料金を負擔し、火災保險をつけて萬一の變に備へなければならぬ。これ亦商業道德の一端である。

〔二〕 火災保險は不動産の場合には通常一ヶ年極めて時に二・三年に亘る事もある。これを普通保險と呼んで居る。一ヶ年に満たぬ期間の契約は短期保險と呼ばれ、保險料は割合に高い。特約保險と云ふのは火災保險會社が倉庫會社の倉庫に在る商品の如くに數量價額が斷へず變動する場合に特に約束するものである。別に簡易火災保險と云ふのがある。日歩又は月掛で保險料を定める小額の契約で動産に多く行はれる。

〔三〕 火災保險料は被保險物の火災にかゝる危険の大小によつて算定される。即ち建物でも貨物でもそのものの自身の構造材料及

火災保險申込書

等級	保險ノ目的又ハ之ヲ納ムル建物ノ構造用方及ビ坪數	保險價額	保險金額
	木造瓦葺二階建住宅壹棟 建坪六拾參坪貳階坪拾壹坪	壹八〇〇〇円	壹八〇〇〇円
	同上内収容家具什器衣類寢具一式	貳〇〇〇	貳〇〇〇
保險金額	金貳萬圓也		
保險ノ目的	東京市本郷區森川町	保險期間	自昭和五年九月六日 至昭和六年九月六日
所在地	壹番地	隣家トノ距離	北八幅五間ノ道路東隣ハ六間ヲ隔テ木造ノ住宅、南隣ハ五間ヲ隔テ土蔵西ハ魚高距離壹間
保險ノ目的ノ所有者又ハ被保險者ガ申込ト異ルル姓名		此ノ申込以外ニ保險契約アラバ其名ノ保險期間及ビ保險金額	ナシ
ハ之ヲ納ムル建物内ニ於テ	住居	以上各項ニ掲	
他火氣用器具ノ種類	暖室用ガスストーブニケ所 燈火ハ凡テ電燈	ゲザル事項	

右ノ通り相違無之候間火災保險契約相成度候貴會社保險約款承認ノ上申込候也
昭和五年九月六日 住所 神田區小川町一番地 申込人

日東火災保險株式會社御中

品川藤一

火災保險契約
締結の手續

火災保險證券
とは何か

びその物の所在地の状勢等によつて高低がある。保險者が保險料を定めるときは右のやうな條件の外、放火のやうな場合をも考慮に入れる必要がある。料金は普通保險金千圓又は百圓に付一ケ年何圓と定める。

〔四〕 火災保險を契約するには通常保險會社の社員の出張を乞ひ口頭で被保險物の名稱種類性質構造數量所在周圍の狀況價額保險金額等を申込むのである。保險者は被保險物を取調べて適當と認めるときは火災保險申込書を作り、前記の事項を記入し被保險人の署名を求めて契約を結び、保險料を受取つて火災保險證券を交付するのである。

〔五〕 火災保險證券は火災保險契約を認めた證書であつて、その裏面には通常普通保險約款が印刷されて居る。損害の發生した時はこの約款に従つて填補せられるのである。

損害填補の責任

第二十課 火災保険

火

[六] 凡て火災によつて生じた損害は、その火災の原因如何を問はず保險者はこれを填補せねばならぬが、法律は戦争その他の變亂によつて生じた損害については特約がなければ填補の責任を免れることを許し、又被保險物の性質又は瑕疵、その自然の消耗又は保險契約者若しくは被保險人の故意又は重大なる過失によつて生じた損害等については、填補の責任を免れしめてゐる。保險者も亦その責任を限定し、若しくはこれを明かにするため保險證券に前記の約款を設けてゐる。

[七] 火災によつて損害を生じたときは直ちにその旨を保險者に通知し、更に一定の期間内に火災の状況調書と損害見積書を作り保證人連署の上火災保險辨償金請求書を差出すのである。保險者はこれによつて實地を調査して損害額を算定し支拂をするのである。損害の填補は普通現金とする場合が多いが代用品を渡

火災の生じたときはどうすればよいか

したり、建物ならば修繕又は再築したりすることもできるやうに定めてある。

第二十一課 海上保険

海上保険と海難

全損と海損

[一] 海上保険は船舶積荷等が航海中又は碇泊中沈没・坐礁・火災・衝突・破船・浸水等の自然的危険や投荷・海賊・戦争・船員の悪行等の人為的危険によつて損害を蒙つたとき、これらの損失費用を填補する保險をいひ、その營業を海上保險業といふ。これらの自然的危険と人為的危険を總稱して海難といつてゐる。海上保険に附せられるものは船舶積荷の外に運賃及び希望利益等がある。

[二] 海上の危険によつて船舶積荷等が損害を蒙むることが度々あるのは既に述べた通りであるが、船舶や積荷の全部の滅失又はそれに近い大損害はこれを全損といひ、その一部の損害やそれに

損害填補には
次のやうな種

單獨海損は共同海損とは違つて、共同の安全のために犠牲を拂ふ意思なくして偶然に受けた被害を云ふのである。例へば甲板上の積荷が船體の動搖のため轉落したとか、風のために帆桁が折れたとかの如きはこれである。

〔三〕 海上保険によつて填補せられる損害の範圍は契約によつて

第五五五號 積荷保險證券

參 錢
印 紙

被保險積荷ノ種類及名稱

汽船 富强丸 積

自函館 至 横濱

寄航港 ナシ

積換港 ナシ

出帆期日 昭和五年貳月拾日

填補ノ種類 單獨海損不擔保

解舟危險 積込陸揚兩解舟擔保

損失金支拂場所 東京

⑤ 粕

貳千俵

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇金〇保〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

但保險料割合百圓ニ付金四拾貳錢也

此保險料金七拾五圓六拾錢也

當會社ハ右積荷ニ對シ昭和五年貳月六日保險契約ヲ取
結ビタルコト確實ナリ依テ危險ノ發生スルコトアラバ
本證券填補ノ種類及ビ裏面各條項ノ定ムル處ニ從ヒ被
保險者里見實之助殿若クハ其指圖人ニ對シ無相違損害
ヲ填補スベシ後日ノ爲保險證券仍而如件

昭和五年貳月六日

日東海上保險株式會社

社印

支配人 小田賢作 印
保險契約者 品川藤一殿

第一條 當會社ノ擔保スル危險ハ沈没、坐礁、膠沙、火災、衝突等凡テ被保險積荷ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第二條 當會社ハ左ニ掲クル積荷ヲ補償スルノ責ニ任セシム

第三條 被保險積荷ノ性質若クハ瑕疵其他自然ノ消滅ニ因テ生シタル損害又ハ不可抗力ニ起テ生シタル破損、毀損、腐敗、變質、變色

第四條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第五條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第六條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第七條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第八條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第九條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第十條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第十一條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第十二條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第十三條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第十四條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第十五條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第十六條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第十七條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第十八條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第十九條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第二十條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第二十一條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第二十二條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第二十三條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第二十四條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第二十五條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第二十六條 被保險積荷ノ積込ニ注意セザルハ其損害ノ責任ハ被保險積荷ノ積込者ニ在リ

第四四六號

船籍日本

總噸數 參千九百噸

船舶所有者 富尾作

船舶保險證券

補償ノ種類 全損ノミ擔保

航路 日本沿海(樺太及臺灣ヲ除ク)

第九條 日本沿海(樺太及臺灣ヲ除ク)帆船三月汽船二月 二 近海航路帆船六月 汽船四月 三 遠洋航路 帆船九月 汽船六月

第十條 船力修繕スルコト能ハサルニ至リタルモト看做ス但シ遭難ニ直接ノ關

當會社之補償セシメ
 第二十一條 特種分損不擔保ノ時ト雖モ共同海損ニ屬スル損害又ハ船舶ノ沈没、火災、坐礁、膠沙、衝突ニ近因セル損害ハ當會社
 第二十二條 共同海損ハ千八百九十年「ヨーク、アントワープ」共同海損規定ニ準據シテ精算セラルルニアラサレハ當會社之ヲ填補
 第二十三條 同一ノ被保險者ニ對シ同一ノ荷受人ニ宛テ送付セラルル同種若クハ類似ノ積荷ニシテ一艘ノ船舶ニ積込ミタルモノハ
 假令之ヲ數口ニ申込ミ數通ノ保險證書ヲ發行セル場合ト雖モ悉皆合算ノ上壹通ノ保險證書ヲ以テ擔保シタルモノト看做シ填補ノ
 責任ヲ定ムヘキモノトス
 第二十四條 左ノ場合ニ限リ被保險者ハ被保險積荷ヲ當會社ニ委棄シテ保險金額ノ全部ヲ請求スルコトヲ得
 一 日本沿海(但シ千島列島八重山群島臺灣澎湖列島ヲ除ク)
 二 近海航路
 三 遠洋航路
 同 帆船 三ヶ月 汽船 二ヶ月
 同 六ヶ月 同 四ヶ月
 同 九ヶ月 同 六ヶ月
 第二十五條 本證券ニ於テ積荷ノ原質全部毀損シタルトキハ當會社ハ其請求アリシ日ヨリ起算シ三十日ヲ經タル後支拂フ
 第二十六條 以上定ムル處ノ外保險契約當時實施セル當會社保險取扱定期ニ準據スヘキモノトス

第四四六號 船舶保險證券

船籍	日本	填補ノ種類	全損ノミ擔保
總噸數	參千九百噸	航路	日本沿海(樺太及臺灣ヲ除ク)
船舶所有者	富尾作	契約期間	六ヶ月
船長	八島環	保險金額	拾五萬圓也
保險價	參拾萬圓也	保險料割合	百圓ニ付金貳圓也
船體金	拾萬圓也	保險料金	參千圓也
船具金	壹萬貳千圓也	損失金支拂場所	東京
額	四拾壹萬貳千圓也	保險料拂込方法	全部前拂
保制限金額	貳拾八萬圓也		

當會社ハ右船舶ニ對シ昭和五年拾月參日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危險ノ發生スルコトアラハ
 本證券ニ記載セル填補ノ種類及後條ニ定ムルトコロニ從ヒ被保險者
 又ハ其指圖人ニ對シ無相違其損害ヲ填補スヘシ爲後日保險證券仍而如件
 昭和五年拾月參日東京本社ニ於テ作成ス
 保險契約者

印紙 富尾作殿 支配人 小田賢作

日東海上保險株式會社

第一條 當會社ハ左ノ負擔スル危險ハ沈没、坐礁、膠沙、火災、衝突等凡テ被保險船舶ニ損害ヲ及ホスヘキ各種ノ海上危險トス
 第二條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第三條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第四條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第五條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第六條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第七條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第八條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第九條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第十條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第十一條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第十二條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第十三條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第十四條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第十五條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第十六條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第十七條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第十八條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第十九條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第二十條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第二十一條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第二十二條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第二十三條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第二十四條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第二十五條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第二十六條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第二十七條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第二十八條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第二十九條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第三十條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第三十一條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第三十二條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第三十三條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第三十四條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第三十五條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第三十六條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第三十七條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第三十八條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第三十九條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第四十條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第四十一條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第四十二條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第四十三條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第四十四條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第四十五條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第四十六條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第四十七條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第四十八條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第四十九條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第五十條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第五十一條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第五十二條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第五十三條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第五十四條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第五十五條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第五十六條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第五十七條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第五十八條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第五十九條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第六十條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第六十一條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第六十二條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第六十三條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第六十四條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第六十五條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第六十六條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第六十七條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第六十八條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第六十九條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第七十條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第七十一條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第七十二條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第七十三條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第七十四條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第七十五條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第七十六條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第七十七條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第七十八條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第七十九條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第八十條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第八十一條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第八十二條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第八十三條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第八十四條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第八十五條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第八十六條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第八十七條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第八十八條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第八十九條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第九十條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第九十一條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第九十二條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第九十三條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第九十四條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第九十五條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第九十六條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第九十七條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第九十八條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第九十九條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害
 第一百條 當會社ハ暴徒若シクハ海賊ヨリ蒙ル損害

加 追

類がある
全損のみ擔保

單獨海損不擔保

夫々異なるが大體次の通りである。

(一) 全損のみ擔保 被保險物が全部滅失した場合に於てのみ損害を填補するもので、保険料は最も安く船舶保険に多く用ひられる。船舶又は積荷等が殆んど全損に等しい程大きな損害を受けた場合に、これを保險者に引渡して全損の場合と同様に保険金額の全部を貰ふことを委付といつてゐる。全損のみの擔保でも保險者は委付をも引受ける。

(二) 單獨海損不擔保 單獨海損を除き委付の引受と全損及び共同海損は填補するものである。共同海損を擔保するといふのは被保險物が犠牲になつたときには關係者一同の釀出を待たず、保險者がその損失費用の支拂を行ひ、後日精算が済んだときに被保險者に代つて一同の持寄り金を受取り、被保險物が他の犠牲に因つて損害を免れ共同海損の分擔を請求せられたとき

單獨海損擔保

海上保險料と
海上保險申込
の手續

海上保險證券
積荷保險證券
船舶保險證券

には、保險者が分擔額の支拂を引受けることを指すのである。
(三) 單獨海損擔保 前記の外更に單獨海損をも填補する保險で
保險料は一番高い。

[四] 海上保險料は船舶にあつてはその種類構造船齡航路季節船
長等の如何により積荷にあつてはその種類性質荷造損害填補の
種類及び積込まるゝ船舶の條件等を考慮してこれを定める。普
通保險金額百圓につき何程と定められる。その支拂時期に就て
は上卷第三十九課の〔八〕に述べてある。契約の手續もその際示し
てあるから省略する。

[五] 海上保險契約が成立すると海上保險證券が發行される。積
荷に對するものを積荷保險證券といひ船舶に關するものを船舶
保險證券といふ。これ等の保險證券も亦船舶證券と同じく必要
に應じて同一の保險契約について三四通發行することがある。

損害填補の手
續

運送保險

この場合には一通が有効に使用せられたときは他は皆無効とな
るものでその旨が各證券にも記載してある。
[七] 被保險物に損害を生じたときは、被保險者は力の許す限りそ
の損害を防止する處置を講じ、同時にその旨を保險者に通知し、保
險者の要求に従つてその原因程度等を證明せねばならない。保
險者は損害額を調査し保險金額と保險價額が恰も同一のときは
その全額を支拂ひ、保險價額の一部を保險に附したときには保險
金額の保險價額に對する割合に依りその一部を填補する。

第二十二課 運送保險及びその他の諸保險

[一] 運送保險は貨物が陸上又は河川湖沼運河等に於て、運送中に
生ずることあるべき損害を填補する保險である。保險價額には
貨物の原價の外に運賃荷造費希望利益等をも含ましめることが

できる。運送保険の保険期間は特約がなければ、貨物を運送人又は運送取扱人が受取つた時に始まりこれを荷受人に引渡した時に終るのである。若し湖水、河川、港灣内の運送保険だけを引受けた時はその責任は、その被保険物を保険証券記載の船に積込んだ時に始まり、陸揚濟の時に終るのである。保険料は運送の距離、運送機關の種類、経路の良否、荷造の完否等によつて異なる。従つて運送の経路、運送方法、貨物の受渡場所等は一度契約した上は、保険者の承諾なしに変更すれば、保険契約は無効となる。契約締結の手續や損害填補の手續等は海上保険と略々同じである。

[二] 健康保険は工場法又は鑛業法の適用を受ける工場又は鑛業場等の職員、職工又は坑夫等が疾病、負傷、死亡又は分娩に因り蒙むる損害を支拂ふ保険である。労働者及び下級職員の健康を保持するため設けられたものであるから、一定の範圍の者は強制的

健康保険

保険の種類は極めて多い

に加入せしめることになつてゐる。保険料は半額は雇主が負擔し、尙費用の一部分を政府が出してゐる。政府は全國各府縣に健康保険署を設置して、健康保険に關する事務を行はせてゐる。又三百人以上の被保険者を有する工場や鑛山では、内務大臣の認可を経て健康保険組合を作ることができ、又二個以上の工場や鑛山等が共同してこの組合を作つてもよい。この組合は雇主と雇人とが共同して保険の仕事をして行くのである。

[三] 尙この外に既に我が國には、傷害保険、信用保険、盜難保険、自動車保険、硝子保険、機關汽罐保險、畜保險等が行はれて居り、海外にはこの他種々の保険がある。

第二十三課 取引所

[一] 取引所は市場の最も進歩したもので取引を迅速公平に行は

取引所

しめる機關であつて、特別の資格のある商人のみを會合させて國家がこれを監視して成るべく弊害の少い方法で大量の商品について主として差金取引を行ふことを得せしめるものである。大量取引を行ふものであるから、その取引の物件は公債株式のやうな有價證券や米穀生絲等のやうに何れも一を以て他に代へうる性質の商品でなければならぬ。かういふ性質を代替性と呼んでゐる。差金取引とは買約束も賣約束も受渡時期の前に轉賣買戻を行つて物品の引渡も代金の支拂も行ふことなく唯賣買値段の差額だけを受授して取引を終ることを云ふのである。

〔二〕 取引所の種類は見方によつて色々に分れる。

(一) 取引所は取扱はれる物件の種類によつて商品取引所と株式取引所の二種となる。商品取引所は米穀肥料綿絲棉花等を賣買するもので、その取扱ふ商品によつて米穀取引所肥料取引所

取引所には
んな種類が
あ

會員と取引員

綿絲取引所等の名がある。株式取引所は株式公債社債等の有價證券の賣買を行ふもので、一名證券取引所ともいはれる。

(二) 取引所の組織によつて分類すれば株式組織取引所と會員組織取引所の二種になる。株式組織のものは廣く一般から資本を募集して營利の目的で設立する取引所であつて、賣買取引は政府の免許を受けた取引員のみが行ふ。會員組織のものは會員の出資により會員相互の賣買取引の用に供するために設立せられた取引所を云ふのである。故に會員組織の取引所に於て賣買取引を爲すことのできるのは會員に限られてゐる。一般の人々は一定の手數料を支拂つて是等の取引員又は會員を通じてのみ取引所で賣買取引を行ふことが出来るのである。

〔三〕 現行取引所法に依れば會員も取引員も等しく自己の計算に於ても他人の計算に於ても賣買取引を行ふことができるが、そ

の何れの場合でもその取引については一切の責任を負ふのである。この點は上卷第四十課に述べた問屋と同様であるが會員も取引員も必ず委託された取引を取引所で爲すべきものであつて如何なる場合にも自分で委託者の相手になつて賣買することは許されぬ點が問屋と違つて居る。且つ會員又は取引員にはその資格について嚴重な制限のある外、身元保證金を納めねばならぬ又會員になるには唯商工大臣に届出ればよいが、取引員になるには免許料を納付して免許を受ける必要がある。

第二十四課 取引所に於ける取引

〔一〕取引所に於て行はれる取引には、**實物市場に於ける賣買取引**と**清算市場に於ける賣買取引**とがある。略してこれを**實物取引**と**清算取引**といつてゐる。

實物取引と清算取引

(一) **實物取引** 賣買の契約をした物件を期日に實際受渡する取引で世間普通の取引と同じものである。受渡期限は各取引所で一定せられてゐる。

(二) **清算取引** この中には稀に約束通り期限の到來を待つて實物の受渡をするものもあるが、主として受渡を行ふことに代へて賣人は買戻に依り買人は轉賣に依り差金のみを受け拂ひして決済する取引である。今日取引所に行はれる取引の大部分はこの投機取引に外ならぬのである。

清算取引は取引を決済する期限の長短によつて**短期清算取引**と**長期清算取引**とがあり、前者は賣買の日から七日以内に決済する取引であつて有價證券の賣買はこの取引方法による。後者は長期のものでその期限は月を單位とし、これを限月といふ。限月は取引物件の種類によつて異り、三ヶ月乃至十二ヶ月と定

取引の方法

められてゐる。

〔二〕 取引所に於ける取引に關しては數多説明を要する用語がある。左に其の重要なものを列記する。

(一) 相・對・賣・買・入・札・賣・買・競・賣・買 實物市場に於ては世間普通の取引と同じく現品見本銘柄によつて賣買當事者双方が相對て契約する相對賣買によるか、又は賣買取引される可き物件の銘柄數量受渡期日等を豫め揭示して、買手をして買値を入札せしめる入札賣買によつて取引せられる。

競賣買は同時に多數の賣人と買人とが會合して賣人は安値を買手は高値を競つて賣買値段を決定取引するものである。清算市場の取引はこれによつてゐる。

(二) 立會 取引所内の一定の場所に於て會員又は取引員が取引所の規定に基づいて賣買取引することを立會といひ、午前の立

會を前場、午後の立會を後場といふ。各場はいくつかの節に分れてゐて、第一節を寄付、最後の節を大引又は單に引といふ。

(三) 賣・買・單位と呼値 賣買單位とは取引し得る最小分量のことである。例へば米は百石、株券は十株を單位とする。呼値は米

は一石、株は一株、國債社債は額面百圓に對し何十何圓といふ。(四) 證・據・金 取引所は賣買の兩當事者から取引の保證として證

據金を徵收する。一般の人が賣買を委託するときに會員又は取引員に差入れるものを委託證據金といひ、會員又は取引員が取引所に差入れるものを賣買證據金といふ。又證據金は本證據金、追證據金、増證據金に分つこともできる。何れも取引の確實を圖り違約者の發生を少からしめるためのものである。

(五) 公・定・相・場 取引所が日々發表する相場を公定相場といひ、財産の評價擔保品價格の決定等の標準となり、市價の變遷その將

取引所は益にもなるが害にもなる

來の趨勢を決める材料となるものである。

〔三〕 取引所は色々の利益を社會に與へる、その第一は投機によつて公定相場を作り、これによつて一般の相場の急激な變動を少くする、従つて經濟生活を安定せしめる效益がある。例へば米が



世界第一の株式取引所のある
紐約市ウォール街

凶作で將來品不足と見られた時には相場は既に騰貴してゐるから、一般の人々は消費を節約し他方生産に意を用ひることゝなる。もしこの投機

がなかつたら高値は世人の注意を牽かず、従つて從來のやうに消費して品不足になつてから急に相場が上つて一般消費者は非常

な困難に陥るのを免れない。第二は取引所は掛繫カケヅキをすることを得せしめ、不慮の相場の變動の影響を免れて正當な利益を安全にすることができる。掛繫カケヅキといふのは一方に普通の取引をして、他方には取引所を通じて反對の投機取引を行つて、相場が變動しても得失が相償ふやうにする取引のことである。例へば多量の手持米を有する米商がその賣却前に米の下落することを恐れ、これに備へるために、同一量の米を取引所で先賣し、手持品が賣れて行くに従つて先賣品の買戻を行ふ如きである。

取引所には以上のやうな利益もあるが、又弊害を生ずることもある。即ち一部の投機業者は故意に市價を動かして世を過まらしめ、投機は兎角人をして着實な氣風を失はせ易い。又取引所の組織や制度に缺點があると不正を行ひやすいから、國家はこれを嚴重に監督してゐる。

第二十五課 倉庫業

倉庫業とは何か

倉庫には大きな役立ちがある

〔一〕 倉庫業とは保管料を得て他人のために財貨を保管することを目的とする営業をいふのである。倉庫とは物を貯蔵する場所の意味であつて、その構造材料の如きは問ふ處でない。品物に依つては露天に貯蔵されるものもある。或場合には船を繋留して倉庫とする例もある。

〔二〕 倉庫業には色々の效益がある。即ち商品を或期間保管することによつてその需要と供給とを一致せしめる外、商人その他一般の寄託者は(一)各自倉庫を建設せずとも済むことになり、(二)蔵置貨物が減少して倉庫が無駄になるやうな不経済も免れ得るし、(三)寄託者が各自で保管するよりは遙かに危険の度も少なく、(四)また寄託者は倉庫證券によつて蔵置の儘に貨物を賣買し又金

倉庫にはこんな種類がある

商業道德の例十四

融の便を得ることもできる。(五)尙倉庫業者は附隨業務として代金運賃の取立、火災保険契約の代理、その他の業務を営んでゐるか、商工業者はこれによつても色々の便宜を受けてゐる。

〔三〕 倉庫は特別の法規に基づいて設けられるか否かによつて特別倉庫と普通倉庫とに區別される。特別倉庫には輸入手續未済の商品を或期間輸入税を徴せずに保管する保税倉庫と、これに加工・製造・改装・手入等をなす保税工場と上屋とがあり、普通倉庫はその蔵置する品物によつて農業倉庫、棉花倉庫、石油倉庫等に分れ、又所在地によつて鐵道倉庫、埠頭倉庫等に區別する。特別倉庫は元來官設の事業であつたが、今では民間にもこれを許して官設・私設の両方がある。

〔四〕 倉庫業を創める者は他人のために貴重な商品を預るのであるから、堅牢な建物を設けて保管の責を盡さねばならぬ。尙倉庫

の效益を十分に發揮するためにはその位置の選定に注意し、水陸交通の便の宜しき場所を選び入庫出庫に必要な各種の設備を整へねばならぬ。かくして善く世人に役立つことは倉庫業者の商業道徳である。

第二十六課 倉庫業の取引—其一 貨物保管

どうして寄託をするか

〔一〕 寄託をするには寄託申込書を用ひる。これに寄託物の明細及び保管期限寄託者の氏名又は商號等を記入して倉庫業者に差出す。倉庫業者は差支なしと認めれば保管すべき場所を指定するから寄託者は自らその場所にその貨物を届けるのである。倉庫業者は申込書と照合して貨物を受取つて庫入を了るのである。寄託者には貨物預り證又は倉庫證券を渡す。或は貨物保管通帳に記入するだけに止める場合もある。通帳は勿論貨物預り證も

倉庫證券とは何か

裏書讓渡することはできない。

〔二〕 倉庫證券は寄託者から請求があつたときに倉庫業者が貨物保管の證として寄託者に交付する寄託貨物の代表證券である。従つてこの證券を裏書して寄託貨物を賣買讓渡することもできる。又質入することもできる。だからこの證券を發行した場合には貨物を庫出するには必ずこの證券を用ひなければならぬ。倉庫證券の中に二種ある。一方は預り證券と質入證券との二枚からできて居るものであり他方は一通の倉荷證券たる場合である。前者を二券制又は並行制と云ひ後者を一券制又は單一制といふて居る。

〔三〕 預り證券と質入證券との二枚を發行した場合には預り證券は専ら貨物の賣買讓渡に用ひられ質入證券は銀行その他につき貨物を擔保に資金を借入れる用に供せられる。しかし未だ一回

預り證券と質入證券が同時に發行される場合即ち二券制度

裏面の欄内に貸付金額、期限、利率、年月日等を記入して、借用者
 す。彼はこの預り証券を以て更に寄託貨物を賣買譲渡すること
 ができる。この場合預り証券によつても質入れの明細が分るか
 ら寄託貨物の譲受人が質権の存在を知らないために損害を受け
 るやうな心配はない。質入証券の所持人も亦更にその証券を他
 に裏書譲渡することができる。かうしてこの兩証券は互に分離
 して轉讓流通するのである。そして最後の預り証券所有者は券

三 印紙 錢

寄託者 遠田助七股

種類 個數	一肥後米 參百俵也	品名 場所	東本市東福區 月島倉庫	場保 所管	記號	百俵二付毎月八圓	荷造	倭造	數總	百貳拾石	量一個 平均	四斗入	保險 期間	自入庫日時至出庫日時	保險 金額	壹萬二付金拾六圓	者險保	日東火災保險株式會社	入庫日	昭和六年壹月九日	保險 期間	昭和六年四月九日迄
	摘要		前記ノ貨物左ノ約定ニ依リ正ニ相預リ候寄託者又ハ其指圖人ニ本證券及ヒ本證券 ト同番號ノ質入證券引換ニ可相渡候也 ニ於テ本證券ヲ作成ス																			

No. 986

日東倉庫株式會社

取締役 黒田文三 印

昭和六年壹月九日

三 印紙 錢

寄託者 遠田助七股

No. 986

日東倉庫株式會社

取締役 黒田文三 印

昭和六年壹月九日

三 印紙 錢

一 本證券所持人ハ左ノ條項ヲ約諾セルモントス
 一 氣候ノ變遷、防戩、風浪、暴入、貨物ノ性質若クハ瑕疵、荷造ノ不完全又ハ疵拒ス
 二 受寄物ニ對シテ生シタル損害ニ付テハ當會社其責ニ任セズ
 三 受寄物ノ損害カ火災ニ因リ生シタル場合ニ於テ保險者ニ填補ノ責任ヲ負ルキ若クハ
 其貨物ノ損害カ火災ニ依リ當會社ニ於テ火災保險者ニ付セザリレトキハ重大ナル
 其損失無キ限リ當會社ハ其損害ニ對シテ賠償ノ責ヲ負ルモ、モントス
 四 當會社ノ賠償金額ハ受寄物ニ對シテ火災保險者ニ付シタルキハ其保險金額又保險ヲ付セ
 ザリレトキハ其保証申込價格トシテ損害者トシテ賠償ノ時價ニ依リテ之ヲ算出ス
 五 六 保管期間満了後出庫又ハ期間更新ノ手續ヲ爲サ、ルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申
 出ス
 七 受寄物ノ保管料立替金又ハ出入、運搬、検査、見本ノ抽出、防護其他處分及保存ニ關
 スル費用ハ本證券所持人ノ負擔トス
 八 當會社ニ於テ催告ヲ爲ス場合ハ、管轄區裁判所ノ登記事項ノ廣告スル新聞紙ヲ以テ之
 ノ爲メコトアルヘシ
 九 本約條ニ記載セザル事項ハ總テ當會社營業規則ニ據ル

三 印紙 錢

寄託者 一肥後米 參百俵也

種類 個數	一肥後米 參百俵也	品名 場所	東本市東福區 月島倉庫	場保 所管	記號	百俵二付毎月八圓	荷造	倭造	數總	百貳拾石	量一個 平均	四斗入	保險 期間	自入庫日時至出庫日時	保險 金額	壹萬二付金拾六圓	者險保	日東火災保險株式會社	入庫日	昭和六年壹月九日	保險 期間	昭和六年四月九日迄
	摘要		前記ノ貨物左ノ約定ニ依リ正ニ相預リ候寄託者又ハ其指圖人ニ本證券及ヒ本證券 ト同番號ノ預證券引換ニ可相渡候也 ニ於テ本證券ヲ作成ス																			

No. 986

日東倉庫株式會社

取締役 黒田文三 印

昭和 年 月 日

三 印紙 錢

寄託申込書		一荒銅貳百個		記號		荷造		數量	
保管場所		越中島倉庫		保管料		半月二付拾貳圓		評價	
單價		貳六		總價		三六四〇		總量	
個		七拾斤		量		壹萬四千斤		總量	
個		七拾斤		量		壹萬四千斤		總量	

質權事項

一金參千圓也

辦濟期日 昭和六年四月九日

辦濟場所 當倉庫會社本店

昭和六年貳月拾五日 第一頁 振替者

株式會社 村山銀行 印

渡讓書裏	本證券ノ貨物	昭和 年 月 日	股又ノ其指圖人ノ御渡可被下候也		
	本證券ノ貨物	昭和 年 月 日	股又ノ其指圖人ノ御渡可被下候也		
	本證券ノ貨物	昭和 年 月 日	股又ノ其指圖人ノ御渡可被下候也		
	本證券ノ貨物	昭和 年 月 日	股又ノ其指圖人ノ御渡可被下候也		
出内	年 月 日 個 數	受取人氏名印	内 入 金	當會社認印	
	昭和 年 月 日	百 債	内田冬二 [㊟]	金千六百圓也	印
	昭和 年 月 日				
	昭和 年 月 日				
	昭和 年 月 日				
	昭和 年 月 日				
本證券ノ貨物悉皆正ニ受取候也					
昭和六年四月九日 内田冬二 [㊟]					

渡讓書裏	本證券ノ預證券ト共ニ貴股ニ譲渡候也	昭和六年 壹月 貳拾五日	内田冬二 [㊟]	遠田助七 [㊟]	
	本證券ノ預證券ト共ニ貴股ニ譲渡候也	昭和 年 月 日			
	本證券ノ預證券ト共ニ貴股ニ譲渡候也	昭和 年 月 日			
	本證券ノ預證券ト共ニ貴股ニ譲渡候也	昭和 年 月 日			
出内	年 月 日 個 數	受取人氏名印	内 入 金	質權者認印	
	昭和 年 月 日	百 債	内田冬二 [㊟]	金千六百圓也	印
	昭和 年 月 日				
	昭和 年 月 日				
	昭和 年 月 日				
	昭和 年 月 日				
定設權質	一金參千圓也	利息年八分ノ割	辦濟期日 昭和六年四月九日 辦濟場所 當倉庫會社本店		
渡讓權質	前記ノ金額	昭和 年 月 日	股又ノ其指圖人ニ御仕辨可被成候也		
前記金額正ニ受取候也	昭和六年四月九日 株式會社村山銀行 印				

寄託申込書 一 荒銅貳百個		記號 ⊖	荷造	數量 總量 壹萬四千斤 平均個 七拾斤	入庫月日 昭和五年拾貳月拾日	保管期間 六拾日	要摘	
							保管場所 越中島倉庫	保管料 半月ニ付拾貳圓
右貨物貴會社營業規則ニ依リ寄託申込候也 昭和五年拾貳月拾日 寄託主 佐藤金助 印 日東倉庫株式會社御中								

質 權 事 項	一金參千圓也 辨濟期日 昭和六年四月九日 辨濟場所 貴會社本店 昭和六年貳月拾五日 第一頁 續者 株式會社 村山銀行	
	裏	本證券/貨物 昭和 年 月 日 股又、共指國人、御渡可被下候也 本證券/貨物 昭和 年 月 日 股又、共指國人、御渡可被下候也 本證券/貨物 昭和 年 月 日 股又、共指國人、御渡可被下候也 本證券/貨物 昭和 年 月 日 股又、共指國人、御渡可被下候也
	讓渡	年 月 日 個 數 受取人氏名印 內 入 金 當 會 昭和六年 月 日 西 儀 內田冬三 印 金千六百圓也 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日
	出	本證券/貨物悉皆正ニ受取候也 昭和六年四月九日 內田冬三



倉 荷 證 券

寄託主 佐藤 重助 殿

第 293 號

一 荒 銅 貳 百 個

約 定

本證券所持人ハ左ノ條項ヲ約請セルモノトス
 一、 風浪ノ飄蕩、助波、風埃、蟲入、貨物ノ性質
 及災厄ニ因リ受寄物ニ生シタル損害ニ付テハ當
 會社其實ニ任セズ。
 二、 受寄物ノ損害カ火災ニ因リテ生シタル場合ニ
 於テ保管者ニ填補ノ責任アルトキ若クハ其貨物
 ニ對シ寄託者ノ申込ニ依リ當會社ニ於テ火災保
 險ニ付セザリシトキハ重大ナル損失キキ限リ當
 會社ハ其損害ニ對シ賠償ノ費ヲ免ル、モノトス
 三、 本證券所持人ニ於テ受寄物ニ關シ損害ノ賠償
 ヲ請求セントスルトキハ當會社ガ保管上注意ヲ
 怠リタルコトヲ證明スヘキモノトス
 四、 當會社ノ賠償金額ハ受寄物ニ對シ當會社ニ於
 テ火災保險ニ付シタルトキハ其保險金額、又保
 險ニ付セザリシトキハ其寄託申込價格ヲ限度ト
 シ損害當時ノ時價ニ依リテ之ヲ算出ス
 五、 受寄物ニ對スル火災保險ハ當會社ト保險者ト
 ノ特約ニ依ルモノトス
 六、 保管期間満了後出庫又ハ期間更新ノ手續ヲ爲
 ササルトキハ滿期後ハ二倍ノ保管料ヲ申受ケ向
 ヲ場合ニヨリ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ
 處分スルコトアルベシ
 七、 受寄物ノ保管料、立替金又ハ出入運搬検査、
 且本ノ抽出、防波其他處分及保存ニ關スル費用
 ハ本證券所持人ノ負擔トス
 八、 當會社ニ於テ催告ヲナス場合ニハ管轄區裁判
 所ノ登記事項ヲ廣告スル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲ス
 九、 本約條ニ記載セサル事項ハ總テ當會社營業規
 則ニ據ル

記 號	①
造 形	ナシ

數 總	壹萬四千斤
量 單 位	七拾斤

日 庫 入	昭和五年拾貳月拾日
保 管 期 限	昭和六年貳月七日

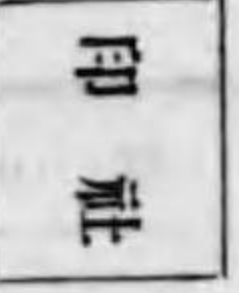
保 管 場 所	越中島倉庫
保 管 料	半ヶ月毎ニ金拾貳圓也

金 火 額	金參千六百四拾圓也
災 害 保 險 期 間	自入庫日時至出庫日時

險 保 者	日東火災保險株式會社
要 納	

前記ノ貨物券面ノ約條ニ從ヒ正ニ預リ候寄託主又ハ其指圖人ハ本證券引換ニ可相渡候也

昭和五年拾貳月拾日



日 東 倉 庫 株 式 會 社

取 締 役 黑 田 文 三 ①

譲渡	日		附		譲渡人氏名印		譲受人氏名				
	年	月	日	年	月	日	年	月			
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
取	日		附		受取個数		残餘個数		受取人氏名印		倉庫印
	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										
	昭和										

倉荷證券が発行される場合即ち一券制度

出庫手續

面記載の債権額及び利息を支拂つて質入證券を受取り兩者を併せて差出し寄託貨物の返還を受けるのである。

[四] 倉荷證券は一枚で預り證券と質入證券とを兼ねたもので賣買の用にも質入の用にも供することができるが同時に兩用に供することはできない。倉荷證券を質入した場合に、寄託者がこれを他に賣渡し、もしくは寄託貨物を庫出せんとするには、先づ質權者に債務を支拂つて倉荷證券の返還を受けてからこれを裏書讓渡し、又は倉庫業者に提出して貨物の庫出をするのである。

[五] 寄託貨物を庫出するには庫出請求書に貨物の種類品名數量荷造證券番號等を記入し、全部出庫の場合には倉庫證券の裏面に受取りの裏書をして記名調印してその證券を返還し、一部出庫の場合にはその裏面の一部出庫欄に受取るべき數量を記入し記名調印して倉庫業者の承認を受けて庫出する。保管料や立替金は

保管料

この時に拂ふのである。

[六] 保・管・料は一名庫・敷・料ともいひ、貨物保管の報酬として寄託者から受取るものである。計算の方法には價額によるもの、個數によるもの、重量によるもの、容積によるもの等があつて貨物の種類や性質によつて一様ではないが、最も普通に用ひられてゐるものは個數計算法であつて、一ヶ月、半ヶ月又は一日何程と定められてゐる。支拂時期は前項に掲げたが、常得意先に對しては月末又はその他の一定の期日に纏めて支拂を受けてゐる。寄託される貨物の中には價額も低く且つ短期間のみ藏置さるゝものもあつて、これ等を一々別に火災保険に附することは不便であるから、倉庫業者は寄託者に代つて凡ての保管貨物を一括して特約ある火災保険者へ約束することにして居る。それ故寄託者が特に保険を斷らない限り、保管料の中には火災保険料をも含んでゐるのが普

通である。
(第二十七課
 の(三)参照)

第二十七課 倉庫業の取引—其二 附屬業務

倉庫業者は附屬業務として次のやうな仕事をしてゐる

貨庫

庫移取扱

倉庫業者の固有の業務は保管料を得て、他人の貨物を保管することである。しかしこの固有の業務を盛にするために、又はその設備が利用せられずに空しく放置されることを避ける目的で、保管業務以外に次のやうな附屬業務をも營んでゐる。

(一) 貨庫 貨物保管に差支へなき時期をはかり、豫め貨庫期間入庫貨物の種類、貨庫料等を定めて倉庫の全部又は一部を賃貸するのである。

(二) 庫移取扱 或地の倉庫に庫入した貨物を、他の地の倉庫に入れて受取る方法であつて、寄託者は相當の手續をなし手数料及び運賃を支拂ふのである。

火災保険契約の締結代金取立

通關手續取扱

貸付並びに買金融の周旋

保税倉庫

- (三) 火災保険契約の締結(第六課の参照)
- (四) 代金取立 寄託貨物が賣却せられたとき倉庫業者は賣主より倉庫證券を預つておき、買主より代金を取立てることがある。
- (五) 通關手續取扱 税關に關する手續は相當煩雜であるから、倉庫業者が特に免許を得て税關貨物取扱人となり、貨主のために通關手續を代理することがある。(第九課の参照)
- (六) 貸付並に、賣買金融の周旋 倉庫業者が金融の業務をも兼ね營み、自己の保管貨物に對して金融することがある。又寄託者の請求により寄託物の賣却質入等の媒介をすることもある。

第二十八課 保税倉庫

[一] 保税倉庫とは元來輸入手續未済の外國貨物を藏置するところであるが、又輸出手續未済の内國貨物を保管することもある倉

保税倉庫の效益

保税倉庫には二つの種類がある

- [二] 外國より貨物を輸入した者は、陸揚後七日以内に輸入税を支拂つてこれを引取らねばならぬことになつてゐる。然し保税倉庫に藏置中の外國貨物は輸入したものは看做されないのであるから、商人は賣却の見込のないときには、貨物を先づこの倉庫に寄託しておいて徐ろに商機を俟つことができる。又到底販路の見込が立たない場合には、その儘外國へ積戻すこともできる。保税倉庫にはこのやうな便宜があるから、商人の利便は勿論その外にこの倉庫の設備のある港灣には船舶の出入も多くなり、通過貿易も發達する。
- [三] 保税倉庫には官設と私設との二種があつて、官設保税倉庫は税關に附設せられ、私設保税倉庫は私人の經營にかゝるもので、税關長の許可を受け所定の擔保を供託して營業するのである。

保税倉庫に蔵
置し得る貨物

第二十八課 保税倉庫

102

[四] 保税倉庫内にある貨物が滅失する様なことがあると、税關では未收の輸入税の徴収が困難になるので、其の引受ける貨物には次の如き制限が設けられて居る。

(一) 他の貨物を損傷する恐ある貨物は他の貨物と混同して蔵置する事は出来ない。

(二) 發火質・燃燒質又は爆發質の貨物は特別の倉庫の外には蔵置する事は出来ない。

[五] 保税倉庫の貨物蔵置期間は、庫入の日より滿三ケ年であつて、その期間經過後は必ず引取らねばならぬ。もし引取らないときは、私設保税倉庫にあつては倉庫業者が寄託者に代つて輸入税の納付その他の手續をせねばならないことになつてゐる。

[六] 出庫には輸入のため、出庫と積戻のため、出庫との二つの場合がある。前の場合には税關に輸入申告書を提出し輸入税を

蔵置の期間

出庫手續

納めて輸入免状を受け、これを倉庫證券と共に倉庫業者に提出して庫出をする。積戻のために庫出をする場合には、税關に積戻申告書を提出して積戻免状を受け、これを倉庫證券と共に倉庫業者に差出して庫出する。

第二十九課 保税工場及び上屋

保税工場とは
どんなものか

保税工場には
こんな效益が
ある

[一] 保税工場 保税工場といふのは外國貨物に加工したり、これを原料として製造したり、又は外國貨物の改装・仕分その他の手入ができる工場である。これに官設と私設との二種がある。

[二] 保税工場に蔵置中の貨物も亦それを引取るまでは輸入税を納付する必要がないので、この工場は貿易業者にとつて大變便利であるばかりではなく、その上製造加工の便迄あるから加工貿易の發達を助長する効果が多い。

〔三〕 保税工場に藏置し得る貨物の種類及び同工場内に於ける作
業の種類は税關長がこれを定める。その貨物藏置期間は一ケ年
であるが、特別の事由のある場合には税關長に申請して更に一ケ
年を超えない期間内でこれを延長することができる。藏置期間
經過後寄託者が貨物を引取らないときには、官設保税工場にあつ
ては税關がこれを收容し、私設保税工場にあつては場主が寄託者
に代つて輸入税を納めたり、その他の手續をせねばならない。
〔四〕 上屋は船積のため税關に送置した貨物又は陸揚した貨物を
暫時假りに藏置する設備である。使用無料であるが七日以内に
これを引取つて船積發送するか、保税倉庫に庫入するか、又は保税
工場に移入せねばならない。さもなければ税關はこれを收容す
る。

上屋

第三十課 個人商人

個人商人

個人經營と共
同經營

〔一〕 營利事業を經營するには一個人が當ることもあり、會社や組
合のやうに多人數が共同してやることもある。前のやうな場合
を個人經營、後のやうな場合を共同經營といふ。これは商人を經
營者の人數によつて分けた區別であつて、いづれも各々長所もあ
り短所もあるのである。

個人商人は一個人で商業を經營するものであるが、此處に一個
人といふのは營業上の損失もしくは責任を一人で負擔すること
を指すのであるから、家族又は他人を雇入れて營業上の事務を分
擔せしめても個人商人である。

〔二〕 個人商人は自分一個でその業務の損益を負擔するのである
から自然業務に熱心であり、且つ經營上他人の支配を受けること

個人營業の長
所短所

なく自由に進退することができるとため敏速なる處置を取ることができから、小資本で足り臨機敏活を尙ぶ營業に適してゐる。併し信用も資力も自ら限りがあるし、また經營者の病氣、死亡等が事業の盛衰に影響するところが尠くないから、事業に依り甚だ不適當であつて、國法は個人商人の從業を禁じて居るものもある。

第三十一課 組合

組合は共同經營の一形式である

〔一〕 組合は會社と共に共同經營に屬するもので、二人以上のものが共同して事業を營み、損益を分配する團體である。これには當座組合、匿名組合等がある。
前に述べた個人經營の短所は共同經營の長所で、即ち大資本を集めて大規模の事業をなすに適してゐるが、一方にはやゝもすれば業務の熱心と敏速なる處置に缺くる所があるのを免れない。

當座組合と匿名組合

特に後に述べる或もの、如く極めて多數の出資に依る會社に於て著しい。

〔二〕 當座組合は數人が共同で一時或商賣をする組合である。例へば商品を仕入れてこれを販賣し、損益を分配しその目的を達すれば直ちに解散するものである。

匿名組合は自己の氏名を用ひて表面に立つて無限責任を以て事業經營の局に當る人と、その裏面にあつて氏名を表はさずに單に金錢その他の資本を出して、その事業を助けて利益の分配に與る人とから成るものである。だから事業經營には熟練してゐるが、資力の不足の人が、資力はあるがこれを利用し得ない人と結んで、この組合を作れば双方を利することが著しい。匿名組合は又後に説く合資會社と似た點が多い。

産業組合

〔一〕 現時の如く大資本を以て大規模の経営が盛になると、小資本のものは不利益を被るところが多い。故に比較的小資本のものが共同して経済上の便宜を得んために、利害関係を同じくするものを集めて組合を組織することがある。産業組合はかういふ組合をいふのである。

産業組合を組織するには七人以上の組合員が組合の名稱目的、組織出資額等を定めた定款を作り、地方長官の許可を受けてこれを裁判所に登記しなければならぬ。

組合の機關としてその日常の事務に當るため組合員の中から理事を選任し、別に理事の執務振りと組合の財産を監督するため監事を置いてゐる。組合の重要事項に就いては組合員の總會

組合の機關

組合員の責任を負ふ程度に三種ある

産業組合にはこんな種類がある

て決議する。

組合の組織には組合員の責任を負ふ限度の異なるによつて、次のやうに三種の區別がある。即ち有限責任組合は組合員が出資額迄の責任を負ふもので、保證責任組合にあつては出資額以上一定額迄責任を負ふものである。又無限責任組合は各組合員が組合に對して無限の責任を負担するものである。

〔二〕 産業組合は種々の事業を行ひ得るものであつて、左記の四種に分類せられる。而してその中二種以上を兼ねることもできる。

(一) 信用組合 組合員協同の金融機關として組合員に必要な資金を低利で融通し、且つ組合員の貯金をも取扱ふもので銀行の仕事をしてゐるのである。

(二) 販賣組合 問屋に代り組合員の生産物を販賣するため組合である。各組合員の生産品はこれを纏めて分類した上組合

の定めた銘柄を用ひ、或は組合の商標を使つて販賣し、又は生産品に多少の加工を施して販賣する。僅かの手數料を取つて組合の費用に充てるのみで残りは組合員に拂戻をする。

(三) 購買組合 商人に代り組合員のために、その必要とする物品を多量に買取つてこれを分けるものである。主として原料品、器具類の買入を目的としてゐるものを普通に購買組合といひ、家庭の日用品の買入を目的としてゐるものも購買組合の一種ではあるが、これを特に消費組合といつて居る。

(四) 利用組合 組合員のために生産上必要な倉庫、舟車機械等を設備して、これを組合員に共同使用せしむる組織である。以上の産業組合は産業組合聯合會を設けて組合相互間の聯絡と發達とを圖ることができ、但し少なくとも七個以上の組合が集らねばならぬ。産業組合中央會といふのは全国的に産業組

産業組合中央
金庫

合の普及發達と聯絡を圖るために設けられてゐるのである。

(三) 産業組合中央金庫は産業組合及び産業組合聯合會に資金を融通するため、政府と産業組合との共同出資によつて設立せられたもので資本金は三千萬圓である。これには政府の任命による理事長以下理事、監事、評議員等の職員があつて産業組合及びその聯合會に無擔保で資金の融通を爲し、併せて爲替預金等の業務をも取扱つてゐる。

出資金預り金だけで不足する場合は、産業債券を發行して資金を集めることができる。その金額は拂込資本金の十倍迄と限定されてゐる。

第三十三課 會社

經濟界の發達
と會社

〔一〕

經濟界の發達は、大經營の事業の發生を促すので、個人經營の

事業のやうに事業主が小資本で單獨に責任を負つて經營するこ
とは不得策である。この時世の要求に應ずるため、多數の人が資
本を集め、技倆經驗を持ち寄つて共同して團體營業を作るやうに
なる。これを會社といひ、法律上法人といつて、自然人と同じ取扱
ひを受けてゐる。

會社にはこん
な種類がある

合名會社は最
も個人商人に
近い

外部に對しては經營上の責任は會社で負ふが、この責任を更に
會社を組織してゐる者が如何なる割合で分擔するかによつて會
社を合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社の四つに分ける。
〔二〕合名會社は二名以上の無限責任社員から成る會社である。
無限責任社員といふのは會社が會社の資産だけで損失を辨濟す
ることができない場合に、自己の全財産を提供して會社の債務を
辨濟する義務のある社員をいふのである。但し無限責任社員は
財産の外、勞務又は信用を以て出資とすることができるのである。

社員の數が多い時は豫め或社員を定めて會社を代表せしめるこ
とがある。これを業務執行社員といふ。

合名會社を設立するには、先づ會社の種類、商號、目的、出資金、本支
店所在地等必要の事項を記載した定款を作り、出資者の同意を得
た後、その地の裁判所に設立の登記をしなければならぬ。

かくの如く合名會社は無限責任を負擔する社員のみで組織さ
れてゐる關係上、社員の間には互に信用が深くなければならぬ。
合名會社の多くが父子、兄弟、親族、知己等によつて組織せられてゐ
るのもこれがため、多數の社員と大資本を集めることはできな
いが、個人商店と殆ど同様に社員の熱心と機敏なる處理とを期待
することができる。

〔三〕合資會社は無限責任社員と有限責任社員とから成つてゐる。
有限責任社員は金錢其他の財産のみを出資して利益金の分配

合資會社は一
層個人商人に
遠ざかる

をうけ、業務の執行には専ら無限責任社員が當るものである。その設立の手續等は合名會社に準ずる。社員の一部が有限責任であるから、多くの資本を集めるためには合名會社よりも都合のよいものである。

〔四〕 株式會社は資本金が一定の金額に分たれた株式から成つてゐて、出資者則ち株主は自分の引受けた株金額の限度迄の責任しか負はない有限責任社員である。一株の金額は普通には五拾圓以上であるが、一時に全額を拂込む時は貳拾圓迄にすることができ、株金の拂込は會社設立の際に株金額の四分の一以上を拂込み、残額は事業の進行につれ會社の要求に応じて何回にも拂込むのである。

全額を拂込む迄は會社の事業が失敗しても、株主は會社の要求に従つて株金を拂込む義務があるから、會社の株主となる者は最

株式會社は更に個人商人に遠いものである

株式會社の設立される順序

株式會社の機關には次の三つがある

初によく會社の内容を調査する必要があるわけである。(第三十四課參照)

〔五〕 株式會社を設立するには七人以上の發起人が先づ定款を作成署名する。株式の全部を發起人で引受けたときは會社はそれによつて成立するが、大抵は發起人が一部分を引受け残部を一般に募集し、全部の株式が引受済となつたときは直ちに株主をして第一回の拂込を爲さしめ、株主を集めて創立總會を開き、定款その他の必要事項を議決してこゝに初めて會社が成立するのである。

〔六〕 株式會社は組織が複雑であつて、左に掲げるやうな特別の機關が設けられてゐる。

(一) 株主總會 營業年度の終りに出資者に事業の経過を報告し、損益の處分を謀り、又は隨時定款の変更、資本金の増減、社債の發行、利益の分配、重役の選任等の如く重大事項を決議するため

株主を集めて會社の意思を決する重要機關である。創立の際に開かれるものを創立總會、毎決算期に開かれるものを定時總會、臨時必要な場合に開かれるものを臨時總會といふ。

(二) 取締役 株主總會で株主中から選任せられるもので、會社の業務を執行し株主に代つて會社を代表する。取締役は三人以上で任期は商法では三年以内とし、但し再選することを許して居る。

(三) 監査役 取締役の業務執行及び會社の財産を監督するものでこれ亦株主が互選する。その人数は一人以上、二年以内の任期であるが再選は同じく差支へない。

普通に會社の重役と稱するのは此の取締役及び監査役を指すので、社長は取締役から互選される。社長及び重役なる名稱はいづれも法律上の言葉ではない。日常の業務は取締役の中から選

株式會社の特

任された社長専務取締役常務取締役等がこれに當る。

[七] 株式會社の株主は自己の有する株式を限度として責任を有するのみで、その株式も自由に他人に賣却譲渡して株主たる地位を離れることもできるから、他のいづれの會社に出資するよりも便利であり、又會社は容易に公衆から株主を募集することができ、故に株式會社は大資本を要し、且つ危険を伴ふやうな事業に適し、銀行業、鐵道業、保險業等は皆株式會社によつて經營せられてゐる。(相互組織の保險會社は商

業を營むものではない)

株式會社は株主又は經營者の變更、生死等によつて事業に影響を受けることが少い代りに、個人經營の場合に比べては當局者の業務に對する熱心と機敏な處置とに缺くる短所のあるのを免れないが、大資本を以て大規模の事業を經營するを得策とする時代に於ては最も重要視すべきものである。

株式会社合資會社
は株式と合資
の双方を併せ
たもの

第三十三課 會社

[八] 株式合資會社は無限責任の社員と有限責任の株主とから成るもので、合資會社と株式會社とを混合したやうな組織である。會社の業務は無限責任社員が行ひ、その中から會社を代表する社員を選任する。監査役は株主中から選任して無限責任社員の行ふ會社の業務及び財産を監督せしめる。株主總會は株主の意思を表示するものとして、その議決は無限責任社員が執行する。更に重要な事項は無限責任社員と株主總會の議決との一致によつて行はれる。株式合資會社は斯くの如く業務に熱心なる無限責任社員を有すると共に、他方に株式を發行して大資本の集成を容易ならしめてゐるから、丁度合資會社と株式會社との長所を併せ備へてゐるやうなものであるが、その機關が複雑して居ること、無限責任社員と株主との間の調和が困難であるといふ缺點があるために實

昭和四年 拾月八日	書換年月日	第壹回	第貳回	第參回	第肆回	拂込金額	領收年月日	取締役 印
		金百貳拾五圓						
藤原録吉 	賣渡人記名調印	第壹回	第貳回	第參回	第肆回	拂込金額	領收年月日	取締 印
吉田依吉 	買受人記名調印	第壹回	第貳回	第參回	第肆回	拂込金額	領收年月日	取締 印
原國太郎 	取締役記名調印	第壹回	第貳回	第參回	第肆回	拂込金額	領收年月日	取締 印

株主總會は株主の意思を表示するものとして、その議決は無
責任社員が執行する。更に重要な事項は無責任社員と株主總
會の議決との一致によつて行はれる。

株式合資會社は斯くの如く業務に熱心なる無限責任社員を有
すると共に、他方に株式を發行して大資本の集成を容易ならしめ
てゐるから、丁度合資會社と株式會社との長所を併せ備へてゐる
やうなものであるが、その機關が複雑して居ること、無限責任社
員と株主との間の調和が困難であるといふ缺點があるために實



拾株券
金五百圓

甲第壹九七號

紙印

株主 藤原 鐵 吉 殿

一 會社商號 日東興業株式會社
一 資本總額 金 拾 萬 圓
一 壹株金額 金 五 拾 圓
一 設立登記 昭和四年五月拾七日

右記者當會社ノ定款ヲ遵守シ當會社ノ株式拾株ノ株主タルコトヲ證ス

昭和四年五月貳拾日

日東興業株式會社
東興業株式會社
取締役社長 原國太郎

紙印

昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 拾 月 八 日	書 換 年 月 日	第 一 回	第 二 回	第 三 回	第 四 回	拂 込 金 額	領 收 年 月 日	取 締 役 印
							藤原録吉 	賣渡人記名調印					金百貳拾五圓	昭和四年 五月拾日	
							吉田依吉 	買受人記名調印							
							原國太郎 	取締役記名調印							

日本郵船
回四第
意望



社


 日本郵船株式會社
 第四回債券
 利率五分五厘
 壹千圓

第〇二號

本郵船株式會社
 發行
 昭和二十一年

本債券係由本會社發行，其利息及本金之支付，均依本會社之規定辦理。如有遺失，概不負責。此致。



社 債 券

昭和 月 日 年	昭和 月 日 年	昭和 月 日 年	昭和 月 日 年	昭和 月 日 年	昭和 月 日 年	昭和 月 日 年

No. 004132

四十五

大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓

大藏大臣



昭和四年發行

大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 十二	大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 十一	大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 十	大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 九
大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 六	大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 五	大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 四	大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 三
大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 二	大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 一	大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 一	大日本帝國政府 五分利國庫債券 壹千圓 No. 004132 一

(表) 書 證 債 公



(裏) 書 證 債 公

商業道德の例
十五

株券

際に現在存在してゐるものは少数である。
 [九] 上文所々に有限責任といふ文字を用ひた。これは既に説明した通り假令取引先に債務の履行のできないときにも出資額以上には責任を負はぬと云ふことである。併しそれは法律上責任が課せられて居らぬといふことであつて、道徳上の責任は別問題である。株式會社の社員殊にその重役は事業の失敗に方つて、その出資の全部を提供すれば世人に損を掛けても愧づるところはないといふやうな考は甚しき不心得である。

第三十四課 株券・債券

[一] 株券は株式會社又は株式合資會社が株主に對して出資者たることを證するため交付する證券であつて、株券面に株主の氏名を記したものと記さないものがある。前者を記名式株券と

第三十四課 株券・債券

株券の譲渡

いひ、後者を無記名式株券といつてゐる。全額拂込済になつて後は無記名式株券を發行することもできるのである。

[二] 株券は無記名式のものも勿論記名式のものでも自由に賣買譲渡することができ、記名株券を賣買譲渡したときは當事者は連署してその旨を會社に届け出て株主名簿にその事實を記入し且つ株券の裏面に會社の裏書を受けねばならぬ。この手續を名義書換といふが、これによつて從來賣人の有つてゐた一切の權利義務は買人に移るのである。

[三] 會社の事業が順調で収益も多く前途好望なときには、その會社の株券の相場は高く、往々拂込金額の數倍以上にも達することがある。しかしこれと反對の場合には拂込金額より遙かに低く、その何分の一に下ることも往々ある。株券の相場はこれ以外に市場の金利その他の原因によつても上下する。

株券の相場は
かうして上下
する

社債券

[四] 社債券は株式會社がその事業に必要な資金を借入資本に仰いで、一般公衆から出資者を求むるときに發行して、應募者に與へる證書である。これも株券のやうに自由に賣買譲渡することができる。只株券の大多數が記名式であるのと反對に、社債券の大多數は無記名式であるから、賣買の手續は單に引渡すだけで宜いのが普通である。社債券の相場もそれを發行した會社の資産營業状態や債券の利率期限擔保市場の金利等によつて變動するものである。勸業債券・興業債券・農工債券等はいづれも社債券の一種である。

[五] 公債證書といふのは政府又は府・縣市等の公共團體が廣く公衆から資金を募集するときに応募者に與へる證書で、自由に賣買譲渡することができ、則ち前記の社債券と性質を同じくして、只發行者が公の團體である點が異り、従つて概して信用も高いか

公債證書

利札と償還法

ら市價も上位に在るものである。公債證書も發行者によつて國債と地方債、氏名の有無によつて記名式と無記名式、募集地によつて内國公債、外國公債、募集の目的によつて軍事公債、事業公債、その他利率によつて五分利付公債、四分利付公債、その他に分けることができる。

〔六〕 社債券も公債證書も普通利札がついてゐてこれと引換へに一定の利子を受取る。元金は募集後一定期間据置き、その後抽籤により償還されることもあり、又時價で買入れて償却せられることもある。此の點が株券と大に異なるところであつて、株券は投資を代表するものであるからその持主の収入は事業の成績に因つて動搖し、會社が解散するときには残存財産の分配はあるが決して元金を償還せられることはない。公債の相場を影響する原因は社債券のそれと同様である。

有形資本の外に無形の資本が大切だ

第三十五課 資本と利息

〔一〕 資本の中に固定資本と流動資本の區別があることは既に説明した（上巻第五課參照）。尙この他にも注意すべき事柄がある。現金・商品・營業家屋の如きは有形資本と呼ばれるが、これに對し店の信用や常得意先の如きも事業の収益を増加する點に於て資本と同様の働きをするのであつて、無形資本と呼ばれて居る。有形資本は比較的容易に且つ迅速に獲ることができ、無形資本は永年の正直なる經營の間に生ずるものであるから、商人はこれを獲ることに努めると共に、これを失はぬやうに留意せねばならない。

〔二〕 商人がその營業に使用し運轉する資本の内には營業主自身の投資則ち元入資本の外に營業主が他から借用したものの保證金・敷金等の名義で他人から預つて居る金銭、掛て買入れてある商品

借入資本を使用することを考慮する必要がある

の如き借入資本をも含んで居る。借入資本の中には前記の如く無利子のものもあるが利子の附くものもある。利子付きの借入資本を使用したゝめに増加した利益が、借入金に對して支拂ふ利子よりも大きいときは、それだけ資本の能率を増す譯であるが、又折角努力して得た利益の大部分を金利のために吐き出してしまふことも稀ではないから、借入金をなすに當つては十分に考慮してなるべく低利で必要な額だけを借入れ、不用となつたらすぐに返済するやうに心掛けねばならぬ。

〔三〕 迅速に且つ頻繁に資本を使用することは營利致富の秘訣の一つであつて、假りに千圓の流動資本を運轉するに方り、二分の利益を見て年六回回轉させれば年壹割二分になるが、五分の利益を得ても年二回の回轉では一割に止まるのである。

だから商人はなるべく資本の回轉を速かにすることを心掛け

資本の運轉

遊金はどうかして利用するか

ねばならぬ。薄利多賣主義が推賞される理由はこの點にある。

〔四〕 銀行業、保険業、信託業等にあつては資金を巧みに運用すると否とはその營業の成績に重大な關係をもつものであるが、一般商業者でも時に生ずべき遊金を活用して、適當の利殖を圖ることは極めて必要である。このやうな場合には安全且つ有利で市價の變動少く回収容易のものに放資するがよい。情實に依つて放資したり、投機的事業に投資するのは避けねばならぬ。

第三十六課 商業使用人

商業使用人の種類

〔一〕 商業使用人は商人に雇はれてこれに従屬し、その業務の全部又は一部を行ふものであつて、商法はこれを三階級に分けて支配人、番頭及び手代、その他の使用人としてそれぞれ規定してゐるが、實際には主任、課長、書記、雇等の名稱が用ひられることが多い。